

ルール石炭鉱業の展開とプロイセン鉱業法（一）

川本 和良

まえおき

I 修正クレーフェ・マルク鉱業条令とルール石炭鉱業の状態

〔I〕 ルール石炭鉱業と修正クレーフェ・マルク鉱業条令

〔II〕 修正クレーフェ・マルク鉱業条令の形成過程と石炭鉱業との関係におけるその法律構造

〔III〕 修正クレーフェ・マルク鉱業条令下のルール石炭鉱業の状態——以上本号——

II 『三月前期』ルール石炭鉱業の展開と修正クレーフェ・マルク鉱業条令

III 鉱業法の改革過程とプロイセン一般鉱業法

IV 『三月後期』ルール石炭鉱業展開の帰結

まえおき

小稿の課題は一八世紀末、とくに一九世紀前半より新ドイツ帝国創立時に至るルール石炭鉱業の展開過程を、一七六六年の修正クレーフェ・マルク鉱業条令（die revidierte Bergordnung für das Herzogtum Kiewe, Fürstentum Meurs und für die Grafschaft Mark vom 29. April 1766.）が『三月革命』挫折後の一連の鉱業法改革を経て一八六五年のプロイセン一般鉱業法（das Allgemeine Berggesetz für die Preussischen Staaten vom 24. Juni 1865.）に移

行していく過程との連繫において考察することにある。

ルール石炭鉱業の展開をプロイセン鉱業法の変遷との関連で追及することは、新ドイツ帝国創立時にその構成を整えるに至ったドイツ資本主義構造の特質を把握しようとするさいにとりわけ重要な意義をもつと考えられる。すなわち、一般的に石炭鉱業は生産手段生産部門のうちで製鉄業とともに基本原料生産部門を構成し、産業資本確立時における資本主義構造を把握するためには考察不可欠の産業部門としての意義をもっているのであるが、⁽¹⁾ドイツのばあいにあつては、J・M・ケインズがドイツ統一の物質的基礎となつた経済興隆の担い手に着目して「ドイツ帝国は実際には血と鉄よりもむしろ石炭と鉄のうえに建設されたのである」⁽²⁾（傍点―引用者）と述べていることから窺えるように、石炭鉱業は製鉄業とともに新ドイツ帝国創出のさいに主導的産業部門としての意義を担つたのであつた。

ところで、ドイツ石炭鉱業においてルール地方はきわだつた比重を占めてゐる。ルール石炭鉱業は年生産高において四五年および五五年以降飛躍的増大をとげ、坑夫一人当たり年間生産高においても五五年、六五年と著増を示しており（第一表参照）、⁽³⁾プロイセン全土でのその生産高比重は五〇年の四二%から七〇年には四九%に達し、全ドイツでの比率も六〇年の三四%より七〇年には四三%へと上昇し（第二表参照）、⁽⁴⁾二〇世紀初頭にはその割合がオーバー・シュレージエン地方の二七・七%、ザール地方一%にたいして五五・六%にも及んでいる（第三表参照）⁽⁵⁾。

したがつて、いま、ルール石炭鉱業の展開をプロイセン鉱業法との連繫において追及する意義は、エルベ河を境とする東と西の相剋する社会構造が東を基底とする一つの再生産軌道に統一されていく過程を、ドイツ統一の

第1表 ルール石炭鉱業の発展

年	全ドイツ石炭生産高(A) (1000トン) ^①	ルール地方石炭生産高(B) (1000トン)	A/B (%)	ルール地方炭坑数	同 坑 夫 数 (人)	一人当り 出炭高 (トン)	一炭坑当り 平均坑 夫数(人)
1792		177		154	1,357	130	9
1800		222		158	1,546	144	10
1805		392		195	3,053	128	16
1810		369		177	3,117	118	17
1815		388		173	3,062	127	18
1820		408		161	3,556	115	22
1825	1,300	419	32.2	166	3,834	109	23
1830	1,400	549	39.2	172	4,457	123	26
1835	1,700	767	45.1	190	5,933	129	31
1840	2,600	956	36.8	221	8,945	107	40
1845	3,600	1,227	34.1	215	10,472	117	49
1850	5,200	1,961	37.7	198	12,741	154	64
1855	9,800	3,252	33.2	234	23,474	139	99
1860	12,300	4,276	34.6	277	28,657	149	104
1865	21,800	8,526	39.1	234	42,450	201	184
1870	26,400	11,571	43.8	215	50,749	228	234
1875	37,400	16,699	44.6	259	83,134	201	314

〔註〕 ① 1848～1871年は関税同盟，その後はドイツ帝国。

第3表 1909年のドイツ諸邦の石炭生産高

邦	1909年の石炭生産高 (1000トン)	生産比率 (%)
Preussen	139,906	93.5
Breslau 上級鉱山監督局	40,275	27.7
Halle "	9	0.0
Clausthal "	724	0.5
Dortmund "	82,804	55.6
Bonn "	16,095	13.7
Bayern	759	
Elsaß-Lothringen	2,467	
Sachsen	5,554	2.4
その他諸邦	213	0.1
全ドイツ帝国	148,900	100.0

〔註〕

- Breslau 上級鉱山監督局は Tarnowitz, Beuthen, Zabrze, Kattowitz, Rybnik, Gleiwitz, Ratibor, Pleß 郡よりなる。
- ザール地方は Bonn 上級鉱山監督局区内中 Wurmrevier (Bergrevier Aachen に当り総生産の1.6%)を除く ① Trier県 ② Saarbrücken, Saarlouis, Ottweiler, St. Wendel 郡と、③ バイエルンの Bezirksämter Zweibrücken, Waldmohr, ④ ロートリンゲンの Forback, St. Avold よりなり総生産の11%。

第2表 1850～1873年におけるルール石炭鉱業年生産高

年	トルトメント上類炭山監督局			ルール石炭鉱業地域			ライオン左岸石炭鉱業地域		プロイセン全土での石炭生産高(B)	プロイセン全土中でのルール石炭鉱業地域の比率(%)	開採同領地域またはライオン左岸石炭生産高(C)	(A)/(C)
	稼行中の石炭鉱業数	石炭生産量(単位=トント)	一炭鉱当り(単位=1,000トント)	稼行中の石炭鉱業数	石炭生産量(A)(単位=トント)	一炭鉱当り(単位=1,000トント)	稼行中の石炭鉱業数	石炭生産高(単位=トント)				
1850	203	1,998,794	9.8	198	1,960,841	9.9	—	4,575,394	42.86	—	—	—
1851	197	2,165,307	11.0	191	2,125,750	11.1	—	4,987,965	42.62	—	—	—
1852	178	2,347,124	13.2	173	2,306,354	13.3	—	5,673,419	40.65	—	—	—
1853	194	2,623,978	13.5	190	2,575,554	13.6	—	6,311,396	40.81	—	—	—
1854	205	2,990,542	14.6	199	2,937,109	14.8	—	7,151,818	41.07	—	—	—
1855	240	3,316,523	13.8	234	3,252,223	13.9	—	8,147,826	39.92	—	—	—
1856	282	3,575,295	12.7	278	3,510,502	12.6	—	8,857,691	39.63	—	—	—
1857	299	3,724,840	12.5	295	3,635,256	12.3	—	9,472,743	38.38	—	—	—
1858	292	4,006,270	13.7	286	3,898,503	13.6	—	10,417,296	37.42	—	—	—
1859	286	3,888,482	13.6	281	3,793,355	13.5	—	9,720,836	39.02	—	—	—
1860	282	4,365,834	15.5	276	4,276,254	15.5	—	10,656,725	40.13	—	—	—
1861	273	5,069,733	18.6	266	4,964,621	18.7	—	11,779,252	42.15	—	—	—
1862	260	5,806,834	22.3	256	5,701,201	22.3	—	13,078,894	43.59	—	—	—
1863	237	6,395,461	27.0	235	6,300,318	26.8	—	14,330,916	43.96	—	—	—
1864	232	7,578,077	32.7	230	7,476,935	32.5	—	16,551,943	45.17	—	—	—
1865	235	8,629,475	36.7	233	8,526,210	36.6	—	18,659,775	45.92	—	—	—
1866	232	8,678,607	37.4	230	8,574,777	37.3	—	18,629,814	46.03	—	—	—
1867	235	9,966,683	42.4	229	9,782,337	42.7	—	20,971,299	46.65	—	—	—
1868	229	10,645,529	46.5	223	10,443,486	46.8	—	21,933,118	47.62	—	—	—
1869	219	11,461,114	52.3	213	11,250,029	52.8	—	23,188,038	48.52	—	—	—
1870	220	11,812,529	53.7	214	11,570,556	54.1	—	23,316,238	49.62	—	—	—
1871	232	12,715,249	54.8	226	12,461,759	55.1	—	25,967,044	47.99	—	—	—
1872	247	14,430,965	58.4	239	14,154,428	59.2	—	29,523,776	47.94	—	—	—
1873	271	16,416,570	60.6	261	16,127,096	61.8	—	32,347,909	49.86	—	—	—

(注) ① 新領土における384,831トントを含む。 ② 以前のハンノーヴァ領域における86,605トントを含む。

ルール石炭鉱業の展開とプロイセン鉱業法(一)(川本)

物質的基礎の一つとなった石炭鉱業の展開を通じて、第一に経済的基礎過程の側面から究明することを意味するのみでなく、第二にその側面ととくにプロイセン鉱山官僚制との関連で、いわば『石炭と血』との社会的側面をも解明する手がかりがえられるところにあるといえよう。⁽⁶⁾同時に、ルール石炭鉱業の展開を通じて、こうした二側面より新ドイツ帝国の社会的、経済的構造をその発生過程より考察することは、ドイツ産業革命の進展を市民革命(『三月革命』の挫折)との関連で究明するための重要な基礎作業の一つともなると思われる。小稿における問題意識もこうした点に存している。

- (1) 山田盛太郎『日本資本主義分析』頁一〇一―一四八参照。
- (2) John Maynard Keynes, *The Economic Consequences of the Peace*. London. 1919. p. 75. Norman J. G. Pounds, *The Ruhr. A Study in Historical and Economic Geography*. London. 1952. p. 17. Wolfgang Zorn, *Wirtschafts- und sozialgeschichtliche Zusammenhänge der deutschen Reichsgründungszeit (1850~1879)*. in: *Moderne deutsche Sozialgeschichte*. Herausgegeben von Hans-Ulrich Wehler. Köln u. Berlin. 1966. S. 254. なお、新ライン帝国創出過程には『血と鉄』の局面が『石炭と鉄』のそれ以上に基本的かつ重要な意義をもっている。この点の指摘として、大野英二『プロイセン資本主義論』頁一五―一六を参照のこと。
- (3) Gerhard Gebhardt, *Ruhrbergbau. Geschichte, Aufbau und Verflechtung seiner Gesellschaften und Organisationen*. Essen. 1957. S. 492. S. 497. Gerhard Adelman, *Quellensammlung zur Geschichte der sozialen Betriebsverfassung. Ruhrindustrie unter besonderer Berücksichtigung des Industrie- und Handelskammerbezirks Essen*. Erster Band. 1960. SS. 143~144. Wilhelm Treue, Herbert Pöncke, Karl-Heinz Monegold, *Quellen zur Geschichte der industriellen Revolution*. Göttingen. 1966. S. 99. メンギロン『恐慌の理論と歴史』第三分冊、飯田實一、平館利雄、山本正美、平田重明訳、頁三八八―三九〇、より作成。
- (4) Die Entwicklung des Niederrheinisch-Westfälischen Steinkohlen-Bergbaues in der zweiten Hälfte des 19. Jahrhunderts. Herausgegeben vom Verein für die bergbaulichen Interessen im Oberbergamtsbezirk Dortmund in Gemeinschaft mit der Westfälischen Bergwerkskassense und dem Rheinisch-Westfälischen Kohlen-

ndikat. X. Berlin. 1904. SS. 52~55. (以下、*Entwicklung. X.* 以下引用)より作成。

(5) Curt Goldschmidt, Über die Konzentration im deutschen Kohlenbergbau. Ein ökonomische Studie. Karlsruhe. i. B. 1912. S. 8.

(6) 『石炭と血』の側面を解明するためにはなおプロイセン軍隊との関係をも考察する必要がある。この意味において、小稿は単なる解明の手がかりであるにすぎない。

I 修正クレーフェ・マルク鉱業条令とルール石炭鉱業の状態

〔I〕 ルール石炭鉱業と修正クレーフェ・マルク鉱業条令

ライン・ヴェストファレン地方におけるプロイセン領の拡大過程は、一六〇九年における最初の領土獲得を起点としてその後漸次その領地を拡張していき、一八〇五―一八〇七年にナポレオン支配のもとで一旦はその全領土を喪失するに至るのであるが、一五年にはウィーン會議の決定によりほぼその全領域を手中に収めるという経過を辿っている(第四表⁽¹⁾参照)。こうしてこの地方の全石炭埋蔵地域をプロイセンが掌握することになったのであるが、そのさいこの地方に施行された鉱業法はつぎの如くであった(附函参照)。

(1) ライン左岸にたいしてはフランス鉱業法。⁽²⁾ (2) ライン右岸のうち、「特別の地方法律 (Provinzialgesetz) が欠除しているばあいには」一七九四年のプロイセン一般ラント法 (das Allgemeine Preussische Landrecht, publiziert 1794. 以下一般ラント法と略す) における「金属と半金属を獲得しうるすべての⁽³⁾ 鉱物」は領邦君主の処分権に服するという規定がそのまま適用。⁽³⁾ (3) つぎの地方鉱業条令が通用した地域は、一般ラント法公布のための一七九四年二月五日の特許第三条と第七条 (Artikel III und Artikel VII des Patentes vom 5. Februar 1794 wegen Publikation

第4表 ライン地方におけるプロイセン領の拡大過程

A. 1609年	Jülich und Berg 大公国, Mark und Ravensberg 伯領を領有していた Kleve の Johann Wilhelm 大公の死による相続の結果と、
1666年9月9日	Jülich-Kleve 財産相続戦争にさいして Kleve との分割協定の結果獲得したものの： <ol style="list-style-type: none"> 1. Soest 市とその領域ならびに Lippstadt の半分とともに Mark 伯領。 2. Herford 市とともに Ravensberg 伯領。 3. Kleve 大公国。
B. 1648年	ヴェストファーレン平和条約により Minden 司教領獲得。
C. 1701年1月18日	Brandenburg 選帝侯が王冠を頂く〔最初 König in Preussen, 1772 年以降 König von Preussen〕。
D. 1702年	Mörs を所有, 取得は1732年の調停により確認, これにより Lingen 伯領も帰属。
E. 1707年	Tecklenburg 伯領獲得, 1729年に完全解決。
F. 1801年2月9日	リュネヴィル平和条約の結果フランスがライン境界獲得。これによりプロイセンはライン左岸領域〔Geldern 大公国, Kleve 大公国のライン左岸の部分, Mörs 侯国, Zevenaer, Huissen und Malburg 地域〕を喪失。
〔1802年 1803年2月25日〕	帝国代理による償還請求により, この損失の代償として獲得したものの。 <ol style="list-style-type: none"> 1. Paderborn 司教領。 2. Herford, Essen, Werden, Kappenberg 修道院領〔Kappenberg は Münster の領域にあるが, Münster 裁判権から独立しており, ゆえに特別の領域をもたないが, その収入は高い〕。 3. Münster 司教領の東部半分と ;Münster 市〔Münster 司教領の残部は Arenberg 大公 (Vest Recklinghausen und Amt Meppen), Croy 大公 (Dülmen), Looz und Corswaren 大公 (Rheina-Wolbeck), Salm 侯国 (Bochold und Ahaus), Wild- und Rheingrafen (Horster) にライン左岸領域の喪失にたいする補償として分配〕。
G. 1805~1807年	ナポレオンの措置, 1806年2月15日パリ会議での条約, 1807年1月28日メーメル平和条約, 1807年7月9日チルジット平和条約等によりライン河とエルベ河の間の全領域喪失〔Mark, Tecklenburg, Lingen 伯領, 以前の Münster 司教領のプロイセン領は Berg 大公国に帰属。すでにナポレオンは Berg 大公国にオラニエン家の主要地域, Dietz, Hadamar, Dillenburg, Siegen, ならびに多くの小伯領と小所領 (Rheda, Steinfurt, Rheina-Wolbeck, Horstmar, Limburg 等) にたいする主権授与。1808年に再び Lingen, Tecklenburg, Münster 司教領東部を Berg 大公国より分離, フランス直轄県 Ems Departement を樹立。ナポレオンの弟ジェロームのために Rietberg, Ravensberg 伯領, Paderborn 侯国, Korvey, Minden, Osnabrück 等から Westfalen 王国建設〕。
H. 1815年6月9日	ウィーン会議令により, つぎの領域獲得： <ol style="list-style-type: none"> 1. Mark (Soest, Börde, Lippstadt の半分を含む), Kleve, Mörs, Ravensberg, Minden。 2. Essen, Werden, Kappenberg, Elten, Herford。 3. Paderborn, Korvey。 4. Jülich, Berg (Hardenberg, Oefte, Broich, Styrum を含む)。 5. Dortmund。 6. 古 Arnsberg 伯領と Westfalen 侯国。 7. Amt Reckeberg (Wiedenbrück)。

	8. Lingen 下級伯領を除く Tecklenburg-Lingen。
	9. Hannover に帰属した北部、エムス河右岸地域を除く Münster 侯国の東部。
	10. Münster 侯国の西半分 [Croy, Looz-Corswaren, Salm-Salm, Salm-Kyrburg 侯と Wild-und Rheingrafen に分割された地方]等。 〔以上で Lippstadt の半分を除きライン左岸と右岸の石炭鉱業主要地域を獲得〕
I. 1850年 3月17日	プロイセン・リッペ条約で Lippstadt 獲得。
J. 1866年	以前の Hannover 王国獲得。

第5表 1865年までライン地方に適用された鉱業法とその地域

1.	die revidierte Bergordnung für das Herzogtum Kleve, Fürstentum Meurs und für die Grafschaft Mark vom 29. April 1766. 適用地域。 〔Mark 伯領。Essen と Werden 修道院領。Kleve 侯領のライン右岸領域。Paderborn 司教領 (侯領)〕。
2.	die Jülich-Bergische Bergordnung vom 21. März 1719. 適用地域。 〔Mülheim an der Ruhr 教区を含む Broich 所領。Hardenberg 下級所領。Berg 侯領。ライン左岸の Oefte 所領〕。
3.	die Churkölnische Bergordnung vom 4. Januar 1669. 適用地域。 〔Vest Recklinghausen, Westfalen 侯国〕。
4.	特別の地方鉱業条令 (eine besondere Provinzial-Bergordnung) が存在せず, Allgemeine Landrecht の Titel 16 des II. Teils 適用地域。 〔Dortmund, Hohenlimburg, Ravensberg, Ober-Lingen, Tecklenburg 伯領。Münster, Korvey, Minden 侯領。Dülmen, Horstmar, Bocholt, Anholt, Ahaus, Gehmen, Steinfurt, Rhena-Wolbeck, Rheda, Rietberg 男爵領。Amt Reckeberg, Lippstadt の都市領域〕。
5.	das französische Bergrecht. とくに das Gesetz über die Bergwerke, Gräbereien und Steinbrücke vom 21. April 1810. 適用地域。 〔ライン左岸地域〕。

des Allgemeinen Landrechts) に記せられた
「都市法はラント法に優先し、ラント法は普通法にたいし優位を占める」(Stadtrecht bricht Landrecht, Landrecht bricht gemeinsames Recht) という一般ラント法の根本命題にしたがい、これらの条令が一般ラント法第二部第一六項の鉱業法により補足されて適用。(a)修正クルーフェ・マルク鉱業条令。(b)ケルン選帝侯領鉱業条令 (die Churkölnische Bergordnung vom 4. Januar 1669.)。(c)ネーリッヒ・ベルク鉱業条令 (die Jülich-Bergische Bergordnung vom 21. März 1719.) 通用地域のうち、ミュールハイム・アン・デア・ルールを含むブロイヒ所領とハルデンベルク下級所領。(4)地方鉱業条令が存在し、一般ラント法が適用されない、ハルデンベルクとブロイヒを除く以前のベルク侯国とエフテ所領では、さきの根本命題に

したが、ユーリッヒ・ベルク鉱業条令がドイツ普通鉱業法 (das gemeine deutsche Bergrecht) により補足されて施行⁽⁴⁾。以上を各鉱業法とその適用地域に纏めて表示したのが第五表⁽⁵⁾である。こうした鉱業法の分裂状況は一八六五年のプロイセン一般鉱業法により全プロイセン領にたいして一応の法統一が達成されるまで存続したのであった。ところで、これら鉱業法をその施行地域における石炭鉱業の展開との関連でみるならば、前掲第一―三表に示されたルール石炭鉱業地方をその適用区域としている修正クレーフェ・マルク鉱業条令が圧倒的な重要性をもっている。すなわち、まず、フランス鉱業法の施行されたライン左岸についてみると、一八五一年に最初の試掘が許可され、鉱区設定と採掘認可は五七年にはじめてなされている。最初の石炭・鉄鉱石試掘許可は五一年七月五日にホムベルク・メルス (Homburg-Mors) 地域にたいしてF・ハニエル (Franz Haniel) に与えられ、五四年に六年度のボーリングの結果炭層が発見されてのち、五七年にはじめて鉱区が設定され、採掘許可がライン・プロイセン (Rheinprossen) 鉱区⁽⁶⁾ Ⅱ九、〇〇〇万、ディーアガルト (Diergart) ⁽⁷⁾ Ⅲ二、二〇〇万、フェライン (Verein) Ⅱ六、一五〇万平方メートルに下され、ついで六二年にフムボルト鉱区 (Feld Humboldt) Ⅱ八、八〇〇万平方メートルに与えられたのであって、ルール石炭鉱業地方にたいしてそれがもった意義は小さかったといえる。つぎに、右岸において石炭鉱業が修正クレーフェ・マルク鉱業条令適用外地域 (エッセン、ヴェルデン周辺のハルデンベルク下級所領、プロイヒ所領、ルール地方の北方に位置するフェスト・レックリングハウゼン、ザルム侯領、デュルメン所領⁽⁸⁾ Ⅱ六五年以降プロイセン一般鉱業法適用外におかれたいわゆる特別法地域 (Sonderrechtsgelbiet) に拡大していったのは六五年以後のことであったといわれる。

以上よりルール石炭鉱業の展開過程をプロイセン鉱業法との関連で追及しようとするさい、まず修正クレーフ

エ・マルク鉱業条令を考察の中心に据えることが必要となってくるといえよう。事実、『三月革命』までのルース炭鉱業はこの条令の強い制約のもとにおかれていたのである。したがって、つぎにこの条令の形成過程を考察したのち、その制約下におかれていたルース炭鉱業の具体的状況を検討することにしたと思う。

- (1) Entwicklung. X. SS. 9~10. より作成。
- (2) Ibid. S. 13.
- (3) Otto Hue, Die Bergarbeiter. Historische Darstellung der Bergarbeiter-Verhältnisse von der ältesten bis in die neueste Zeit. Erster Band. Stuttgart. 1910. S. 367. なお、プロイセン一般ラント法で領邦君主の鉱業特権 (Bergregal) の対象として規定された鉱物は「すべての貴金属と鉱物、つぎにすべての塩泉をもった塩類、とりわけ岩塩、硝酸、硫酸塩と明礬、同じく可燃性鉱物、すなわち硫黄、石墨、土鉛、土漣青、石炭と褐炭」である (Ibid. SS. 367~369.)。
- (4) Entwicklung. X. SS. 10~11.
- (5) Ibid. S. 8 S. 13. より作成。
- (6) 六五年法ではのちにみるように重要な留保条件がつけられた。すなわち、私の特権保持者に私的例外法が認められ、この特別法地域を除いて施行をみたのである。
- (7) Entwicklung. XII. SS. 329~330. C. Goldschmidt, a. a. O. S. 78. Hans Spehmann, Franz Haniel. Sein Leben und seine Werke. Duisburg-Ruhrort. 1956. SS. 294~303.
- (8) Entwicklung. XII. S. 266. S. 275. O. Hue, a. a. O. S. 363.

〔II〕 修正クレーフェ・マルク鉱業条令の形成過程と石炭鉱業との関係におけるその法律構造

『三月前期』⁽¹⁾におけるルース炭鉱業は修正クレーフェ・マルク鉱業条令の強い制約下におかれていた。したがって、この期におけるルース炭鉱業の具体的状況を検討するためには、まず石炭鉱業とのかかわりあいの局面におけるこの条令の法律構造を把握しておく必要がある。ところで、この条令の法律構造は一六世紀中葉以降

の歴史過程のうちで形成されてきたがゆえに、つぎの三つの時期にわけて考察をすすめていきたいと思う。

[A]法律構造形成の準備期 一五四二年の鉱業条令 (die Bergordnung des Herzogs Wilhelm von Jülich, Geldern, Cleve und Berg, Graf zu der Mark und Ravensberg von 1542. 一五四二年の鉱業条令と略す) 発布から、一六一四年にマルク伯領がプロイセン領に移行してのち、とくに一七三五〜三六六年における鉱山長 A・H・デッカー (der Bergmeister August Heinrich Decker aus Wetin) の調査とその結実としての三七年の改良クレーフエ・マルク鉱業条令 (die Renovirte Bergordnung für die clevischen und angehörigen Lande, besonders die Grafschaft Mark vom 18. Juli 1737.) 発布に至るまで。[B]法律構造の形成期 一七三七年より、とくに L・P・V・ハーゲン (Ludwig Philip v. Hagen) のマルク派遣を契機として六六年に修正クレーフエ・マルク鉱業条令が成立するまで。[C]法律構造の整備、拡張期 一七六六年以後、とくに V・シュタイン (Freiherr v. Stein) による修正クレーフエ・マルク鉱業条令の具体的実施努力を経て、一八〇三年の特許 (ein Patent wegen Verwaltung des Bergwerkregals in den bisherigen, nummehr säkularisierten Stiften Essen und Werden vom 12. April 1803.) によつて、この条令がエッセン・ヴェルデン修道院領に拡大されるまで。

[A] 準備期。ルール地方における最初の、鉱業法は一五四二年の鉱業条令である。この条令は一五〇九年のザクセン侯国鉱業条令 (die herzoglich-sächsischen Bergordnung von 1509.) を模範として作成されたものであり、⁽⁵⁾ 金属⁽⁶⁾ 鉱山のみを規制対象としたものであったが、⁽⁶⁾ のちの鉱業条令の原型ともいふべき骨格がすでにここで築かれている。この条令の法律構造の中核をなしたのは、鉱業特権 (Bergregal) である。鉱業特権とは古いドイツ法の概念であつて、一切の地中の財宝は領邦君主 (本質的には国王) の所有物であるという特権である。ここで注意すべきこと

は、地下資源が領邦君主の所有に帰することにより、鉱物獲得が地表の土地所有権者より分離されたことであり、このことは地表所有権者である莊園領主にたいする領邦君主の優位を意味したことである。⁽⁴⁾ところで、鉱物の採掘は君主自らが行うのではなく、臣下にたいする君主の特許によって、採掘権設定出願許可という形式を通じて、⁽⁵⁾ 鉱業権者に委譲されたのであった。

この形態において、まず第一に、領邦君主が臣下である鉱業権者から鉱物所有の経済的实现形態である鉱山貢租を徴収する権利が派生してくる。「鉱山貢租は周知のように鉱業特権 (Regalität des Bergbau) に起因し、それにより国家は鉱業特権の所有者として鉱物にたいする占取権を保持し、国家からその権利を採掘権設定出願人に採掘権許可により譲渡したときに、採掘権許可者からそれにたいして十分の一税、その他の貢租を徴収したのである⁽⁵⁾」といわれ、「鉱業特権は他の君主特権とともに領邦君主の最重要収入源に属し、古いドイツ諸邦の国家財政の基礎の一つであった⁽⁶⁾」のである。鉱業特権から、第二に、この鉱山貢租の徴収を確実にし、かつその額を増大するために、鉱業権者を広汎な領邦国家の監視のもとにおく、いわゆる『監督原則 (Direktionsprinzip)』の規定が派生し、⁽⁷⁾ この『監督原則』を実施するための鉱山官僚制が必要とされてくる。一五四二年の鉱業条令では『監督原則』の規定は含まれていなかったのであるが、実際においては第六表に示されたような鉱山官僚制度がすでに形成されていたのであった。

一六二四年にマルク伯領がプロイセン領に移行してのち、一九九年に石炭鉱業を鉱業特権のもとにおくとの宣言が出され、採掘鉱区を前もって申告するよう布告が発せられた。こうして石炭鉱業に鉱業特権が導入せられるに至ったのであるが、その理由はつぎの三点にあった。(1)従来のブランデンブルグ領にたいする鉱業条令 (eine Br-

第6表 1542年の鉱業条令発布当時の鉱山官僚制度

官 吏 名	人数	備 考
1. 鉱山管理人 (Bergvogt)	1	領郡君主の代理者。鉱業条令遵守の監視、裁判、命令権。
2. 鉱山長 (Bergmeister)	1	1.の下につく。金属鉱業採掘許可願処理。技術の上級監督。
3. 鉱山専門宣誓官吏 (bergverständige Geschworene)	4	2.の下につく。14日毎に鉱山に入り、欠陥の改善を提案。
○ 4. 十分の一税徴収官吏 (Zehntner)	1	
○ 5. 会計監査官 (Gegenschreiber)	1	
○ 6. 鉱山書記 (Bergschreiber)	?	
7. 坑夫長 (Schichtmeister)	?	1.の下につく。鉱山共有組合員 (Gewerke)より任命。6 鉱山以上の監督禁止。
○ 8. 鑛鑛監督官吏 (Schmelzer)	?	
○ 9. 検査人 (Probierer)	?	
10. 鉱坑測量師 (Markscheider)	?	
11. 係員 (Steiger)	?	7.の下につく。
12. 採鉱夫=先山鉱員 (Hauer)	?	7.の下につく。
13. 運搬夫=後山 (Schlepper)	?	7.の下につく。

○=金庫制度 (Kassenwesen) と文書制度の秩序づけおよび鑛鑛生産物と煮沸生産物の管理をも任務とする。

andenburgische Bergordnung für die alt-brandenburgischen Land) ではすでに石炭が鉱業特権鉱物とされていたがゆえに、この規定を新領土に適用したこと。(2) マルク伯領における鉛、銅、金、菱亜鉛、鉛、石等の採掘を中心とする金属鉱業が、いずれも一七世紀中葉以降顕著な衰退を示し、一八世紀初頭には完全に没落したといわれるような状況にあったこと。(3) これにかわり、一六世紀中葉にはすでに石炭取引が活発に行われていたといわれているのであるが、一七世紀初頭にはさらに小鉄工業が拡大し、その燃料としての木材が不足をきたし、石炭が漸次注目を惹くようになった点。以上である。ついで、三、二、一年に、鉱山管理者兼鉱山長 D. v. デハースト、(Bergvogtverwalter und Berg-

meister Dietrich von Diest) が石炭鉱業よりの十分の一税徴収、そのための石炭採掘監視を従来の慣習法を秩序づけることよって遂行する目的で派遣された。しかし、マルクでは古くより石炭は自由採掘、自由利用に委ねられていたので、ここにおいて新制度と古い地方慣行との間の斗争が生じ、その結果は、当時石炭が露天掘で、しかも困難に逢着すると直ちに他の場所に移動するといった乱掘状態にあったため(いわゆる狸掘り(Tummelbau))、成果をあげること小であったといわれる。⁽⁹⁾

ところで、フリートリッヒ・ヴァルヘルム一世(Friedrich Wilhelm I. 在位期間一七一三〜四〇年)の時代に入り、一七三四年にリッペ河南部の豊富な塩泉を基礎にウンナ近辺に王立ケートニスボルン製塩所(die fiskalische od. staatliche Saline Königsborn bei Unna Ⅱ 三五年開所)が設立されたのが契機となつて石炭鉱業新編成への動機が創出されたのである。⁽¹⁰⁾ すなわち、製塩特権は一六五二年に大選帝侯により設定され、免税特権をもつ僧侶、貴族、騎士を除いて各家長に塩の特権価格で購入するよう命令が出され、一八〇五〜〇六年にこの制度が廃止されるまで間接税のうちの君主特権収入として絶対王制の財政的基盤の一つを構成していたがゆえに、マルクにおいても製塩所が設立され、その燃料確保の目的で軍事・御料地顧問リヒター(die Kriegs- und Donänenrat Richter von der Salz- und Bergwerksdeputation zu Halle)とクレーフェ軍事顧問フランケ(die clevische Kriegsrat Franke)が当時のマルク石炭鉱業の状態調査を命じられることになった。しかし、この調査結果がマルク鉱山業は考えられうる最悪の見透しをもつとの結論であったため、新たに鉱山長 A・H・デッカーが派遣され、三五〜三六年にかけてのかれの活動が画的意義をもつに至つたのである。⁽¹³⁾

A・H・デッカーの活動の中心は、(1)採掘申請許可鉱区の境界線の確定、(2)鉱山簿記(Führung von Bergbüch-

em) 記帳命令、(3)領邦君主(『プロイセン国王』)にたいする追徴金免除持分(Freikux)二を加えて鉱山共有組合持分(Kux)数を二二八に確定すること、の三点にあった。ところが、ここでも古い慣行との衝突が生じ、鉱区確定のための測量はシュヴェルム大罪裁判所(Hochgericht Schwelm)にたいする抗議を惹起し、三八年にプロイセン国王による決定で解決をみたのであるが、国王にたいする二追徴金免除持分の設定はクレーフェ官庁(Die Kievische Kammer)の強い反対に逢着して遂に失敗に帰している。しかし、こうした活動の基礎のうえでかれの行った改革提案にもとずいて、三七年七月一八日に改良クレイトフェ・マルク鉱業条令が發布され、同時に七月一日の勅令(kgl. Erlaß vom 14. Juli 1737.)によってポッフームに鉱山監督局(Bergamt)を設置することが命じられ(三八年一月三二日開局)、ここに新鉱山行政組織が創出され、この結果石炭鉱業を鉱業特権のもとにおくことをはじめ法律により確定されるとともに、『監督原則』にもとずく官僚的・国庫的鉱山行政が導入せられるに至ったのである。したがって、この条令は一五四二年の鉱業条令を引継いでおり、これを石炭鉱業に適用するに当ってザクセンとブランデンブルグ・リュネブルグ鉱業法(die sächsische und brandenburgisch-lüneburgischen Bergrechte)が基礎とされたといわれている⁽¹⁴⁾。

以上、金属鉱業のみを規制対象とした一五四二年の鉱業条令の中核をなした鉱業特権が、一六一四年にマルク伯領がプロイセンに併合されてのち、石炭鉱業にも適用されることになったのであるが、十分な成果をみないままにフリードリッヒ・ヴィルヘルム一世の時代に至り、この時期に製塩所燃料確保の目的から石炭鉱業が改めて脚光をあびることとなり、A・H・デッカーの活動を経て、一七三七年の改良クレイトフェ・マルク鉱業条令により、鉱業特権とともに『監督原則』にもとずく鉱山行政組織が新たに導入され、この結果石炭鉱業がはじめて鉱

業法規制のもとにおかれることになったのであった。ルール石炭鋳業は一七三七年の改正クレーフエ・マルク鋳業条令によりはじめて法的規制のもとにおかれたのであって、この意味においてこの条令は画期的意義をもったといえよう。しかし、この時期には石炭鋳業はまだそれ自体としてプロイセン領邦絶対主義の財政的見地より直接的に問題とされたのではなく、製塩特権収入増大のために製塩所の燃料を確保するという間接的な形で注目をおびたにすぎなかった。

この点は鋳山行政組織創出にたいするベルリン政府の冷淡さのうちに明瞭に示されている。すなわち、新鋳業条令実施のためには専門知識をもつ官吏が必要とされたのであるが、これをベルリン政府は費用がかかると拒否したのであった。このため、地元の反対を押し切って四季の斎日賃租 (Abgabe an Quatembergeld) を各炭坑^{ツルツル}当り週 $\frac{1}{2}$ レダー・アルブス (Räder Albus) という高額で徴収し、これを官吏の俸給に当てるとともに、鋳山監督局官吏数を五名に制限したのである。これに反し、弥撤賃租 (Mehgehd) は製塩所に納入する石炭にたいして免税されていたがゆえに、A・H・デッカーによるリングル当り一乃至 $\frac{1}{2}$ シユチューバー (1 oder $\frac{1}{2}$ Stüber pro Ringel) の提案にたいし $\frac{1}{2}$ シユチューバーに引下げられており、また鋳山監督局も四五年九月二一日には製塩所に近いという理由でポッフームよりシユヴェルトに移転したのであった。⁽¹⁵⁾この事例は(1)鋳山行政にたいする出費の節約、(2)製塩所燃料への免税とそれに伴う貢租収入への冷淡、(3)製塩所と鋳山監督局の直接的関係、を示しており、改良クレーフエ・マルク鋳業条令では石炭鋳業がそれ自体として問題になっていなかったといえよう。この点における転換はフリードリッヒ大王時代に入り、L・P・v・ハーゲンの派遣によって画されることになるのである。

[B] 形成期。 改良クレーフエ・マルク鋳業条令発布後、製塩所燃料確保のための鋳山監督局の機能發揮と鋳業制

度の改革は進展をみることなく、逆にその後官吏数が増大し、鉱山行政上の腐敗が顕著となるに至った。一七五四年にこの問題を調査した視察委員、枢密顧問官シャックと軍事参事官ライヒャルト（die Bereitungskommission des Jahres 1754, Geheimrat v. Schack und Kriegsrat Reichard）はこうのうちに報告している。「従来の全制度はこの問題を摘発しなかった。国王の十分の一税収入は鉱山業関係者または二、三の鉱山官吏の恣意に委ねられていたのである」、また「鉱山監督局における躁狂はこれまで非常に低劣な制度のうちで行われており、何人もかれの本分を殆んど尽していない。このことから全く当然に鉱山関係事項の腐敗、陛下と鉱山共有組合の損失が結果したのである」と。このため、五、五年に枢密院財務官（der Geheime Finanzrat）ハーゲンが総務局（Generaldirektorium）から腐敗を摘発し、国王の収入を増大させる目的でマルクに派遣され、これにシュトルベルク・ヴェルニゲローデ（Stolberg; Wernigerode）から鉱山業専門家J・F・ハインツマン（Johann Friedrich Heinzmann）が、またマンسفェルト（Mansfeld）からバウム（Baum）が同道せしめられたのである。¹⁶ こうして、五四年の視察委員報告とハーゲン派遣目的においては、もはや製塩所燃料確保ではなく、十分の一税、すなわち石炭鉱業よりの直接の国王収入確保が問題とされるに至ったのである。これはフリードリッヒ大王（在位期間一七四〇～八六年）の精力的な富国強兵策の一環として、マルク石炭鉱業、それ自体にたいして、鉱業政策が展開されはじめたことを意味する。L・P・v・ハーゲンの派遣はこの意味においてルール石炭鉱業にとって画期的な意義をもったのであった。

国王の収入確保のためのL・P・v・ハーゲンの活動は多方面にわたっているのであるが、そのさいかれの活動の出発点となったのはマルクの農民的坑夫（die bäuerlichen Bergbaureisende）は自己の力で技術的に正しく有効な鉱山業を発展させようと欲していないという認識であり、ここからかれはフリードリッヒ大王（グレートブリテン）の根本原則の

一つといわれる国家はそれ自身が管理者 (Wirtschaftler) としてたち現われることが必要であるという判断に基づいて行動を展開したのである。こうした認識と判断は『三月前期』にあっても官僚は教師兼育成者として臣下のよき後見者であり、臣下をして自己の最善を尽すよう指導しなければならぬというプロイセン鉱山官僚の啓蒙専制主義観念にうけつがれていたのであって、修正クレーフエ・マルク鉱業条令成立の背景を理解するために重要な意味をもっている。

L・P・V・ハーゲンの活動の第一は十分の一税収入増大をもたらすために石炭消費を奨励することであった。まず、五五年に煉瓦窯、石灰窯、ビール、火酒醸造所、染色場と家庭での石炭使用命令が出された。このうち、家庭での使用命令は十分な効果をあげていない。⁽¹⁸⁾ ついで、六四年にはオゼメント、粗鋼、鉄鍛冶場で、さらに八〇年にはパン焼窯での使用命令が出されるとともに、⁽¹⁹⁾ 外国炭のクレーフエ、メルス、マルクへの輸入禁止令が六六年と六八年に発せられている。⁽²⁰⁾

第二は、マルク、石炭鉱業への後見である。L・P・V・ハーゲンは最初A・H・デッカーの忠告にしたがってマルク石炭鉱業の国庫経営化を企てたのであるが、二国庫経営炭坑はいずれも五四〜五五年に休坑し、鉱山共有組合持分の国庫獲得の試みも成果をあげえなかつたのみでなく、五六年一月一日の国王命令 (Kgl. Verordnung) による国王にたいする二追徴金免除持分設定の命令も再びクレーフエ官庁の反対に遭遇するとともに、多くの苦情が頻発するという状態であった。⁽²¹⁾ こうした事例は、すでに一八世紀中葉には農村内部での社会的分業が進展し、局地的市場圏が形成されはじめていたライン地方における下からのブルジョアの発展に⁽²²⁾ 支えられたマルク坑夫のプロイセン領邦絶対主義にたいする強さを表現しているといえよう。

国庫経営化の努力とともに、鉱山共有組合炭坑にたいする育成策がとられた。鉱山共有組合の詳細については後段に譲り、一八世紀中葉のマルク石炭鉱業の概観を一瞥しておくならば第七表の如くである。この表から注目を

第7表 18世紀中葉のマルク石炭鉱業の状態
1755～56年の経営数

地 域	炭坑数	坑夫数
Amt Hörde	27	155
" Wetter	20	169
" Blankenstein	24	149
" Bochum	20	114
" Unna	3	19
" Schwerte	1	6
Gericht Witten	2	9
" Herbede	8	30
" Stiepel	1	9
" Horst	1	7
" Iserlohn	1	10
" Plettenberg	2	11
合 計	110	688
一炭坑当り平均坑夫数 = 6 名強		

1755～56年の大炭坑

炭 坑 名	坑夫数 ⁽¹⁾	所 在 地
Grube Gabe Gottes	22	Amt Wetter
Glück, Auf	17	" "
Bickenfeld	15	" Hörde
Wippsterz	13	" Blankenstein
Alte Steinkuhle	12	" Bochum
Jungfer	12	" Hörde

(1) この坑夫数中、実際に働くのは4～5名で他はMitgewerken。また、大多数の炭坑は2～3名の鉱山共有組合員。

惹く点は、(1)石炭鉱業の中心が製塩所所在地ウンナ近辺のヘルデ地域より狭義のルール・タール地方のヴェッター、ポッフーム周辺に移動していること、(2)最大炭坑の鉱山共有組合員数が二二名、大多数が二～三名で稼行

されている点、(3)大炭坑ではすでに労働する坑夫と労働に参加しない鉱山共有組合員（Mitgewerke）との階層分化が進行していること、の三点である。以上、三点は採炭技術が従来の露天掘乱掘から横坑（Stollen）採掘へと移行したことに関連して生じている。⁽²⁴⁾横坑採炭の詳細についても後段に譲り、採炭が地表より地下へと移動することににより、巨大な資金の必要と将来の収益能力の不明、すなわち危険の大という鉱山業のもつ特質⁽²⁵⁾から、「鉱

山業は一人の人間の事業ではなく結合力を必要とする」という原理が作用し、ルール石炭鉱業においても、鉱山共有組合形態での採炭が行われるようになったのである。この鉱山共有組合を育成して出炭量を増大させ、十分の一税増収をはかるために、L・P・v・ハーゲン、ザクセン、マンスフェルト、ハルツより熟練坑夫の導入を企てたのであった。しかし、ここでもクレーフエ官庁の地元労働力使用の主張に逢着して成果をあげえず、五五六年には六八八坑夫中他国人は七五名にすぎなかったといわれる⁽²⁷⁾。だが、ここに鉱山共有組合育成策が積極的にとりあげ始められた点に注目しておく必要がある。

第三に、以上の石炭使用命令による市場拡大策、ならびに炭坑国庫経営化努力と鉱山共有組合育成による出炭量増大策と平行して、十分の一税徴収と石炭鉱業育成のための鉱山官僚制の整備がはかられたのである。まず、十分の一税徴収の不十分さは坑夫長 (Schichtmeister) の任務遂行の怠慢にあるとの判断から、坑夫長に宣誓させ、これを統轄するために、五五年に新たに二名の上級坑夫長 (Oberschichtmeister) が任命され、翌年には四名に増員された。坑夫長には鉱山共有組合員の息子が就任するのが常であり、多数炭坑の出炭と販売の管理を任務内容としていたのであった。つぎに会計制度の改善が企てられた。すなわち、既存の会計機関としては十分の一税金庫 (Zehntkasse) と鉱山共有組合金庫 (Bergewerkschaftskasse II A・H・デッカー創設) が存在していたのであるが、後者から坑夫関係の会計を切離すため、ザクセン坑夫共済組合金庫 (die sächsische Knappschaftskasse) を模範として、五六年八月四日の坑夫共済組合金庫令 (Knappschaftskassenstatut) によって新たに坑夫共済組合金庫が設置されたのである。この結果、鉱山共有組合金庫は鉱山官僚の俸給のみを取扱う機関に純化されることになった。しかし、実効は七年戦争とクレーフエ官庁が坑夫共済組合は他国人坑夫と金属鉱山に必要であっても石炭鉱

業には不適當であるとの見解をとつたために一〇年後に延期されたのであった。⁽²⁸⁾

さらに、乱掘を防止し、採掘申請許可炭坑による採炭を確実にするために規則的な巡視を強化し、鉱山監督局の定期的な会議を開催することが決定された。これは過剰生産防止のために新炭坑開設を制限して既存炭坑への市場を確保するとともに、鉱山共有組合員をさまざまな詐欺から防衛する役割をも果たしたのであって、鉱山共有組合をプロイセン領邦絶対主義の社会的基盤にくみ込んでいく努力の一環としての意義をも担つたのである。以上のような鉱山行政の実施を有効ならしめるため、鉱山監督局も五五年にシュヴェルトからハッティンゲンに、五八年に再びシュヴェルトへ、六六年にはハーゲンへと移転がくり返されている。⁽²⁹⁾

L・P・v・ハーゲンの活動の第四は、J・F・ハインツマンと共同して、改正クレーフエ・マルク鉱業条令の規制対象が主として石炭鉱業のみに限定されていたのにたいし、冶金部門（Hüttenwesen）をも規制下におこうとしたことである。この試みは七年戦争により遅延し、六六年の修正クレーフエ・マルク鉱業条令において具体化されたのであった。⁽³⁰⁾ 冶金業への介入は現実には遂に成功をみなかつたのであるが、⁽³¹⁾ 製塩所燃料確保のための石炭鉱業から、石炭鉱業それ自体を規制下におき、さらに石炭と鉄とを連繫させることにより財政的基盤を強化すると同時に軍事的基礎をも創出しようとする政策転換が、明瞭によみとれることに注意する必要がある。

以上、歴代プロイセン官僚の諸活動、とくにL・P・v・ハーゲンのそれをもつた意図を体系的に実現するために、七年戦争終了後の一七六六年四月二九日に修正クレーフエ・マルク鉱業条令が發布されたのであった〔五月一三日より発効〕。この条令に含まれている諸規定のうち重要と思われ、ものを列挙するならばつぎの如くである。(1)この条令の中核をなす鉱業特権規定。なお全規定はこれを中心にくみ立てられているのであるが、直接に

かかわりのある事項としては、(a) 試掘権、鉱区設定、採掘権は国王の代理機関としての鉱山官庁の許可により鉱業権者に賦与されるという規定、(b) 鉱山貢租規定、(c) 鉱業権者と地表所有権者との諒解事項に関する規定。(2) 鉱山行政に関する諸規定、(a) 鉱山貢租徴収に関するもの、(b) 鉱山警察的監視に関するもの、(c) 私的鉱業経営指導規定『監督原則』。(3) その利益保護の観点を中心とする鉱山共有組合に関する諸規定。なお、これら諸規定のうち、一八世紀におけるドイツ鉱業法を特色づけた『監督原則』の根本命題はこの条令における詳細な諸規定と、シュレージエンとマクデブルグにたいする鉱業条令においても明白に定式化されたといわれている。⁽³²⁾

いま、この条令の法律構造をルール石炭鉱業との関連で、しかもその経済的側面に視角を限定して要約するならば、その骨格はつぎのように示されうであろう。すなわち、鉱業特権をもつ国王と石炭鉱業に実際に従事する鉱山共有組合との関係は鉱業特権の経済的実現形態である鉱山貢租の収取関係として現象し、そのさい、この収取を媒介したのが鉱山官僚であり、媒介の具体的内容は①後者より前者への徴収貢租の引渡し、②貢租額を増大させるための後者にたいする経営指導『監督原則』、③貢租徴収を確保するための前者による後者の利益保護にあつたがゆえに、この条令のうえの視角よりする法律構造は、(1) 鉱山貢租規定、(2) 鉱山行政規定、とくに、『監督原則』の諸規定、(3) 鉱山共有組合に関する規定、の三者より構成されていると要約しえよう。ところで、貢租徴収を確実にするため、プロイセン領邦絶対主義は何よりもまず一定の利益保護を与えることにより鉱山共有組合を自己のもとに繋ぎとめておくことを必要としたのであるが、これをさらに補強するとともに実際に労働する坑夫を自らの体制内に編入する目的で発布されたのが、六七年五月一六日の坑夫の一般特権令 (Das Generalprivilegium für die Bergleute in dem Herzogtum Kleve, Fürstentum Meurs und Grafschaft Mark) と坑夫のための坑夫

共済組合金庫の制度と指導に関する訓令（die Instruktion zur Einrichtung und Führung der Knapenschaftskasse für die Bergleute in dem Herzogtum Kleve, Fürstentum Meurs und Grafschaft Mark）である。⁽³³⁾

こうして、マルク伯領獲得以降プロイセン領邦絶対主義がこの地の石炭鉱業にたいして行った努力はこの条令において法律的に完成された形で体系化され、一八六五年に至るまで、ルール石炭鉱業にたいして強い影響を及ぼしたのであるが、A・H・デッカーとL・P・V・ハーゲンの活動の結果が示しているように、この条令は既成事実を法的に体系化したものではなく、プロイセン領邦絶対主義の鉱業政策展開の指針として、これに奉仕する役割を担うものであった。したがって、この条令がルール石炭鉱業に実際に影響を及ぼすためには、なおV・シユタインによる具体的実施努力と、一八〇三年におけるエッセン、ヴェルデン修道院領へのこれの拡大を経過しなければならなかったのである。

[C] 整備、拡張期。修正クレーフェ・マルク鉱業条令実施のためにまず着手されたのは鉱山行政を改革し、中央指導体制を強化することであった。一七六八年に総務局に鉱山・冶金部（Department für Berg- und Hüttenwesen in Generaldirektorium）が創設され、この部局の初代大臣にL・P・V・ハーゲンが就任したのであるが、かれの後任V・d・d・シュレーレンブルグ（v. d. Schulenburg）を経て、七七年にF・A・V・ハイニッツ（Friedrich Anton von Heinitz）が任命されるに及んで、一八〇二年までのかれの在任期間に行政改革と鉱業政策が積極的に展開されるのである。

かれはまず四地方鉱山局を創設した。ベルリン（管轄区域＝ブランデンブルグ、ノイ・マルク、東プロイセン、西プロイセン各州）、プレスラウ（シュレージエン、グラッツ）、ハレ（マクデブルグ、ハルベルシュタット（ハルツ）、ホーエン

シュタイン、マンسفエルト地域」とドルトムント（クレーフエ、マルク、ヴェーゼル河以西の各地域）の各地方鉱山局がそれである。ところで、かれはマルク視察旅行を八〇年、八四年、九七年の三度にわたって行っており、ここでの石炭鉱業にたいして「王国における最重要事」との認識を抱き、マルク石炭鉱業にたいする国家指導の高点を築いたのである。すでに七〇年九月一〇日にハーゲン所在のマルク鉱山監督局はハム所在のマルク官庁代表（die märkische Kammer; Deputation zu Hamm）の管轄から総務局鉱山・冶金部の直轄に移されていたのであるが、さらに七八年には従来クレーフエ官庁が軍事・御料地顧問会としての立場から勸告権によって鉱山官庁指導を行ってきたのを改め、マルク鉱山監督長（der märkische Bergdirektor）が直接鉱山・冶金部より派遣されることになり（初代V・フェルトハイム（Freiherr von Velheim）、八一年よりW・V・エッシェン（Frl. Walz von Eschen）、八四年以降V・シュタイン）、これを機会に一二月二〇日に鉱山監督局はハーゲンよりヴェッターに移転し、こうして鉱山行政の中央指導体制が強化されたのである。⁽³⁴⁾

中央指導体制強化と平行して、その効果を高めるために鉱山官吏養成機構が整備された。すなわち、F・A・V・ハイニッツは七〇年にすでにベルリンに鉱山学校（Bergschule für die technischen Beamten der Zechen）を創設していたのであるが、さらに鉱山官吏資格試験制度（ein Elevensinstitut für den bergmännischen Nachwuchs der staatlichen Bergbeamte）を創出するとともに、鉱山官吏に主として先進イギリスの鉱業技術を習得する目的で海外旅行の機会を与えたのであった。鉱山官吏陶冶にたいしてこうした配慮を行ったうえで、大王の危懼を排して王国の二大石炭鉱業中心地、シュレージエンとマルクに二〇才代の有能官吏F・W・V・レーデン（Friedrich Wilhelm von Reden）とV・シュタインをその指導のために派遣したのである。このV・シュタインによる八四年が

ら一八〇四年の二〇年間にわたる努力によつて、ルール石炭鉱業は修正クレイフェ・マルク鉱業条令の制縛下におかれることになつたのである。⁽³⁵⁾

v・シュタインは、能率ある工業建設は国家の厳格な指導下でのみ可能であるとの信念に基づき、石炭鉱業においては『監督原則』の実施を中心課題としたのであつた。すなわち、活動開始に当り参考とされたのは八二一八三年にマルクとシュレージエンを比較する目的で行われたシュレージエン鉱山監督長F・W・v・レーデンのマルク石炭鉱業地域視察報告であつた。v・シュタインはこれを参考として、マルク伯領においてはシュレージエンのばあいにおけるように国庫による大規模鉱山・冶金所設立を通じての石炭鉱業振興策ではなく、下からのブルジョアの発展の基礎上で展開した民間石炭鉱業を育成する方法を選んだのである。こうしてL・P・v・ハーゲンの企てた石炭鉱業国庫経営化の道は放棄され、鉱山共有組合指導のための『監督原則』実施が中心課題となつたのである。⁽³⁶⁾

この課題遂行のための基礎作業となつたのは有能鉱山官吏を配置して鉱山共有組合と坑夫共済組合を服従させ、さらに自発的に協力させることであつた。そこで、まずF・W・v・レーデン報告に基づき、鉱山監督局は私利私欲追及と怠慢により信用を喪失しているとの判断を下し、鉱山官吏の譴責が行われた。たとえば、J・P・ハインツマン(Julius Philip Heintzmann)とF・ハインツマンの息子)にたいするルール地方熟知の廉直の士であるが、非能率な採掘防止を怠っているとの批判、また官房官吏カペル(Kanzleibeamter Cappel)には「愚鈍、無知、不適任」の非難、さらに多くの坑夫長にたいし無能で不正直との叱責、等。この結果、有能官吏が配置され、八六年五月一八日の命令(eine Verordnung vom 18. Mai 1786.)により、炭坑本来の行政は鉱山監督局任命の上級

坑夫長と上級係員に委ねられることとされたのである。⁽³⁷⁾

つぎに、鉱山共有組合と坑夫共済組合の服従、協力化への試みだが、賃銀規制と坑夫陶冶を中心とする改革の詳細については述べた八四年七月の覚書 (Denkschrift am Juli 1784.) を発表することにより開始された。この覚書は同年八月マルクを視察旅行した F・A・v・ハイニッツにより支持されたのであるが、鉱山共有組合と坑夫共済組合からは強い反対に逢着したのである。前者による反対の中心は炭坑会計収支報告書を鉱山監督局に提出することがかれらの不利になるという点にあった。これにたいし、v・シュタインは八六年三月一八日の国王公告 (eine kgl. Publicandum am 18. März 1786.) により会計報告書を提出しない時には採掘許可を取消すと脅迫されたのち、F・A・v・ハイニッツの命題、「鉱山共有組合が従来鉱山業から支払っている多様な貢租を強要されていると考えるのではなく、あらゆる機会にわれわれがかれらの真の利益をあらゆる仕方で促進する意図をもって」とかれらに確信させること」にしたがって、有能な坑夫長、係員、石炭測量師を配置して不正を除去し、鉱山共有組合員の負担を軽減するよう配慮したのである。v・シュタイン赴任直前の八三年五月二四日にマルク鉱山監督局による新炭坑開設禁止令も、販路の狭少な当時にあつて過剰生産を抑制し、既存鉱山共有組合を保護して修正クレーフエ・マルク鉱業条令にかれらを服従させる布石としての意味をもっていたと解されう。⁽³⁸⁾

坑夫共済組合による改革反対の中心は無給作業方 (Freischütten) にたいする苦情におかれた。すなわち、坑夫共済組合には最初老人が多く加入したため、坑夫共済組合金庫の赤字が八四年には一、二二〇ターラーにも達し、このため組合員の分担金 (Beiträge) を高める必要が生じ、無給作業方が設定されたのであった。この苦情にたいし、八六年に分担金を高めないことが約され、また「v・シュタインが鼓吹した最初の自治」と称せられる坑夫共

済組合長（Knappschaftsältesten）の坑夫による選出が許可されるに及んで反抗は終熄し、坑夫は満足して坑夫共済組合に参加するようになっていったといわれる。⁽³⁹⁾

以上のようにして鉱山共有組合と坑夫共済組合を修正クレーフェ・マルク鉱業条令に服させることに成功したV・シュタインは、九二年六月二六日の勅令（Kgl. Erlaß vom 26. Juni 1792.）によりクレーフェ軍事・御料地官庁（die Klevische Kriegs- und Domainenkammer）のもとにあつたマルク鉱山監督局をこれから独立させて新たにヴェストファーレン上級鉱山監督局（das Westfälische Oberbergamt）を設置し、そのもとにリンゲン・テクレンブルグ鉱山監督局（Lingen-Tecklenburgisches Bergamt zu Ibbenbüren）とミンデン鉱山委員会（die Bergwerks-Kommission zu Minden）を置くことにより行政制度改革の仕上げを行ったのである。⁽⁴⁰⁾ こうした基礎のうえで石炭鉱業振興のための新技術導入、道路建設、ルール河航行容易化等の多面的活動が展開されたのであるが、この点のうちに触れることとし、修正クレーフェ・マルク鉱業条令についてみれば、一八〇三年、すなわちV・シュタインによるマルク石炭鉱業統治の最晩年に、エッセン、ヴェルデン修道院領にその適用が拡大され、ルール石炭鉱業はこの条令下に完全に編入されることになるのである。

一、九世紀初頭の、エッセン、ヴェルデン地域の石炭鉱業は、マルクのそれと類似の状態にあつた。一八〇二年の軍事・御料地顧問リープレヒトの報告（Bericht des Kriegs- und Domänenrats Liebrecht vom 1. November 1802.）によると、エッセン、ヴェルデン修道院領での炭坑数一二七（うち八二が稼行中、四五は休坑）、坑夫数七五〇名で、採炭技術としてはルール・タール近辺での横坑採掘を除き大部分は手工的基礎での乱掘状態にあり、最大炭坑坑夫数はエッセン鉱山共有組合の三八名、平均一炭坑当り一〇名という規模であつた。⁽⁴¹⁾ 修道院の鉱山行政は一三四九

年にドイツ皇帝より与えられた鉱業特権を基礎としていたのであるが、農民である十分の一税徴収官吏 (Zehntunter) による十分の一税徴収のみに限定され、鉱山官庁的監督はなされず、坑夫共済組合も存在してはいなかった。ところで、一八〇一年二月九日のリュネヴィル平和条約の結果プロイセン領となったこの両修道院領に翌〇三年にプロイセン一般ラント法と修正クレーフエ・マルク鉱業条令が適用されることになったのである。これにたいし地元坑夫は強力な反抗を展開したのであったが、同年一月には鎮圧され、これらが実施をみることになつた。これとともに坑夫共済組合制度も導入され、最初はマルク坑夫共済組合に属していたのが、〇七年にエッセン・ヴェルデン坑夫共済組合金庫が設立されるに及び、これから分離、独立するに至つて⁽⁴²⁾。

以上、V・シュタインの二〇年間にわたる努力の結果、修正クレーフエ・マルク鉱業条令がルール石炭鉱業にたいして実効をもつに至り、その法律構造、(1) 鉱山賃租規定、(2) 鉱山行政規定、とくに『監督原則』規定、(3) 鉱山共有組合に関する規定が、ルール石炭鉱業のその後の展開を制約することになつたのである。⁽⁴³⁾ つぎに、この条令の制縛下におかれたルール石炭鉱業の『三月前期』における状態をその法律構造にしたがって考察していきたいと思う。

- (1) 松田智雄「三月前期 (Vormärz) に於ける農業変革」、社会経済史学会編『農民解放の史的考察』頁二〇三参照。
- (2) Die Grafschaft Mark. Festschrift zum Gedächtnis der 300 jährigen Vereinigung mit Brandenburg, Preußen, Dortmund. 1909. S. 442.
- (3) Ibid. S. 438. G. Gebhardt, a. a. O. S. 3.
- (4) Max Weber, Wirtschaftsgeschichte. München und Leipzig. 1924. SS. 165~166. マックス・ウェーバー『一般社会経済史要論』上巻、黒正巖、青山秀夫訳、頁三二八~三二九。Friedrich Schunder, Tradition und Fortschritt. Hundert Jahre Gemeinschaftsarbeit im Ruhrbergbau. Stuttgart. 1959. S. 55.
- (5) Entwicklung. XII. S. 278.

- (6) F. Schunder, a. a. O. S. 55.
- (7) Vgl. Ibid. S. 56.
- (8) Die Grafschaft Mark. SS. 441~442. より作成。
- (9) Ibid. SS. 438~440. S. 444. SS. 449~450. O. Hue, a. a. O. SS. 273~274. S. 368. G. Gebhardt, a. a. O. S. 3. F. Schunder, a. a. O. S. 20.
- (10) 一九世紀初頭にはメヒスト郡のヴェルル近辺に三製塩所、ズマッセンドルフ近辺に塩泉利用組合所属の製塩所 (die einer Pflanzerschaft gehörige Saline bei Sassenfort)、ハム郡ウンナ近辺の王立ケーニヒスボルン製塩所、の五製塩所が存在していた。このうち王立ケーニヒスボルン製塩所はメラー牧師 (der Pfarrer Möller zu Eisey) により「その崇高な所有者に相応しく、われわれの地方と周辺諸州にとって有用な、高い技術とすぐれた秩序をもった大規模で簡素な模範工場であり、その収益はわが国においては他の多くの侯国におけるよりも重要である」といわれ、一七九九年にはこの地方最初の蒸気機関としてイギリスより火力機関 (Feuermaschine) を購入して塩水を塩水濃縮装置に汲上げるのに用いており、一八六六年まで操業をつづけている (Die Grafschaft Mark. S. 540.)。
- (11) 当時、石炭は製塩業と鍛冶業においては有用燃料であるが、金属熔解と石灰焼成には不適であるとされてきた (G. Gebhardt, a. a. O. S. 4.)。
- (12) 一七三七年のフランケ報告によると、マルク地方の炭坑数一〇一、うち横坑採掘を行っているもの二七であり、過半数の五六炭坑がフランケンシュタイン、ヴェッター、シエサヘルム周辺に存在していた (Ibid. S. 5.)。
- (13) Die Grafschaft Mark. SS. 441~443. O. Hue, a. a. O. S. 347. G. Gebhardt, a. a. O. S. 4. W. O. Henderson, The State and the Industrial Revolution in Prussia 1740~1870. Liverpool. 1958. pp. 28~29. 野津高次郎『独逸税制発達史』頁一〇三。
- (14) Die Grafschaft Mark. S. 444. O. Hue, a. a. O. S. 363. S. 407. G. Gebhardt, a. a. O. S. 4.
- (15) Die Grafschaft Mark. S. 420. S. 445.
- (16) Ibid. SS. 445~447.
- (17) Wolfram Fischer, Die Bedeutung der preussischen Bergrechtsreform für den industriellen Ausbau des

Ruhrgebiets. Dortmund. 1961. S. 11. S. 12.

- (18) Die Grafschaft Mark. S. 447. O. Hue, a. a. O. S. 351.
- (19) F. Schunder, a. a. O. S. 20.
- (20) Die Grafschaft Mark. S. 453. G. Gebhardt, a. a. O. S. 8.
- (21) Die Grafschaft Mark. S. 447.
- (22) 拙稿「一八世紀におけるライン織維工業の展開と『営業の自由』の前提条件」(一)、(二)、立命館経済学第九卷第五、六号、同「一八世紀後半および一九世紀前半におけるライン・ヴェストファーレン鉄加工業の発展と市場構造」、立命館経済学第一二卷第二号、参照。
- (23) Die Grafschaft Mark. S. 448. より作成。なお、一七五六年の状態としてO. Hueが掲げている数字は第八表の如くである(O. Hue, a. a. O. S. 346)。ここで、O. Hueは(1)ヴェストファーレン石炭鉱業の中心は狭義のルール地方にあること、(2)六二年には主要石炭採掘地域がクルデ周辺よりヴェッター、ホップム周辺へと移動したことの二点に注意を喚起している(Bld. S. 347)。
- (24) Vgl. G. Gebhardt, a. a. O. S. 3.
- (25) F. Schüller, a. a. O. SS. 44~45.
- (26) G. Gebhardt, a. a. O. S. 5.
- (27) Die Grafschaft Mark. S. 448. O. Hue, a. a. O. S. 411.
- (28) Die Grafschaft Mark. S. 448. O. Hue, a. a. O. S. 411. S. 418.
- (29) Die Grafschaft Mark. S. 449. W. O. Henderson, a. a. O. pp. 29~30.
- (30) Die Grafschaft Mark. S. 451.
- (31) Entwicklung. X. S. 17.

ルール石炭鉱業の展開とプロイセン鉱業法(一)(川本)

第8表 1756年の経営数

地 域	炭坑数	坑夫数
Amt Bochum	20	129
Gericht Herbede	7	28
" Stiepel	1	9
" Horst	1	7
Amt Blankenstein	23	148
" Wetter	19	169
Gericht Witten	2	9
Amt Hörde	22	156
" Unna	3	17
Swerte	1	6
Iserlohn	1	10
Plettenberg	2	11
合 計	102	699

一炭坑当り平均坑夫数 = 6名強

- (33) Die Grafschaft Mark. SS. 450~451. O. Hue, a. a. O. SS. 363~364. C. Goldschmidt, a. a. O. SS. 72~73. G. Gebhardt, a. a. O. SS. 5~7. F. Schunder, a. a. O. S. 20. SS. 55~56. なほ、一七六九年六月五日公布のミンネンジョーンヂョン鉱山業」経済論叢第八七卷第六号頁五四以下を参照。
- (33) G. Gebhardt, a. a. O. S. 8. Gerhard Adelmann, Die soziale Betriebsverfassung des Ruhrberbaus vom Anfang des 19. Jahrhunderts bis zum Ersten Weltkrieg unter besonderer Berücksichtigung des Industrie- und Handelskammerbezirks Essen. Bonn. 1962. SS. 27~28.
- (34) Die Grafschaft Mark. S. 453. SS. 455~456. SS. 458~459. G. Gebhardt, a. a. O. S. 9. W. O. Henderson, a. a. O. p. 10.
- (35) G. Gebhardt, a. a. O. SS. 8~9. W. O. Henderson, a. a. O. p. 10. なほ、鉱山官吏資格試験制度の詳細については第一表を参照のなり。
- (36) Die Grafschaft Mark. S. 460. G. Gebhardt, a. a. O. S. 8. W. O. Henderson, a. a. O. p. 33.
- (37) G. Gebhardt, a. a. O. S. 9. W. O. Henderson, a. a. O. p. 34.
- (38) die Grafschaft Mark. SS. 460~461. W. O. Henderson, a. a. O. p. 35.
- (38) Die Grafschaft Mark. S. 458. S. 460. O. Hue, a. a. O. S. 418. G. Gebhardt, a. a. O. S. 9. W. O. Henderson, a. a. O. p. 35.
- (39) Entwicklung. X. S. 18. Die Grafschaft Mark. S. 460. S. 544. O. Hue, a. a. O. S. 364.
- (41) G. Adelmann, Die soziale Betriebsverfassung usw. S. 23. マンヤン地区最古の鉱山共有組合は一五七五年形成
 の Kohlenberggesellschaft "auf der Goes (oder Gols)" なるを、これは一六八二年設立の Kohlenberggesellschaft
 "auf 'ne Steut" により一六九年に合併して Essener Gewerkschaft Vereinigte Hagenbeck なるを、一七世紀初頭以
 降の地区の最大炭坑となつた。なほ、この地区の重要な事の一の炭坑は一六八六年認可の Zeche Vereinigte
 Säler und Neuak なるを、このマンヤン (Krupp) 家の所有となつた (Vgl. O. Hue, a. a. O. S. 348.)。
- (34) O. Hue, a. a. O. SS. 360~362. S. 420. G. Adelmann, Die soziale Betriebsverfassung usw. S. 22.

(43)

このような法律構造をもつ修正クレーフエ・マルク鉱業条令がドイツ諸邦およびヨーロッパ諸国における鉱業法との比較においてどのような特徴を有していたかについてここで瞥見しておきたいと思う。

W・フィッシャーは鉱業特権と採掘権との關係を基準として、ドイツ諸邦における石炭鉱業の法律状況(Rechtslage)には(1)ザール(2)シュレーゼン、(3)クレーフエ・マルクの三つの特徴的な形態が存在していたことを指摘している。すなわち、(1)ナッソウ・ザールブリュッケン(Nassau-Saarbrücken)では一八世紀中葉に領邦君主が鉱業特権の基礎上で私的炭坑を没収し、全炭坑を国庫経営化することにより、領邦君主の鉱物所有権と採掘権行使が一致を示したのたいし、(2)シュレーゼンのばあいはいはこれと対極をなし、中世以降地表所有権者の力が強かったため、鉱物は土地の附屬物とみなされ、したがって地表所有権者である大貴族に私的鉱業特権(Priester)が認められ、採掘も大貴族経営の形態で遂行され、領邦君主の権利は課税権に限定されたのである。この結果、国庫経営炭坑のばあいも領邦君主の土地所有権に立脚していたのであった。

このように、ザールでは領邦君主の鉱物所有権が、シュレーゼンにあつては大貴族の地表所有権が優越しているという相違はあつても、前者のばあい国庫経営に單一化され、後者のばあい大貴族経営が優越し、いずれのばあいにあつても鉱業特権とそれに基づく採掘権行使が一致を示し、したがって首尾一貫性を示しているのたいし、(3)クレーフエ・マルクのばあい、一方では鉱業特権をもつ領邦君主が自ら採掘を行なうのではなく、採掘権は臣下に委譲して、稼行は私的鉱山共有組合が行うことにより、鉱業特権と採掘権が分離を示すとともに「ザールとの相違」、他方で臣下に自由採掘を認めて課税権のみを保持するのではなく、炭坑開設の認可権保持と私的炭坑の経営指導により、この分離が領邦君主の優位において再び結合されるという「シュレーゼンとの相違」矛盾した形態をとつたところにその特徴が存したのである(Vgl. W. Fischer, a. a. O. SS. 9~10. なお、ザールについては、Vgl. O. Hue, a. a. O. SS. 366~367. シュレーゼンについては、Vgl. Ibid. SS. 357~358.)。クレーフエ・マルクにおいては、ザール・シュレーゼンのばあいと異つて、所有権者が採掘を行うのではなく、採掘権がもつばら私的鉱山共有組合に委譲されている点に相対的に下からの発展の強かったことが表現せられているのであるが、三者いずれのばあいにあつても、領邦君主または地表所有権者による鉱物または土地所有が優越している点で共通性を有している。この点は形態の問題ではなく、歴史的性格の問題であるので、視野を全ヨーロッパに拡大して比較考察を試みておこう。

ルール石炭鉱業の展開とプロイセン鉱業法(一)(川本)

一〇三(五九三)

まず、全ヨーロッパの規模での形態比較を試みる時、ザールは例外的形態をなし、シュレージエンはイギリス、アメリカに、クレーフェ・マルクはフランス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ等と類似し、鉱業法制における二類型として前者は『土地所有者主義』、後者は『鉱業権主義』とも名づけられている（O. Hie, a. a. O. S. 363. M. Weber, a. a. O. S. 166. 黒正、青山訳、頁三二九～三三〇。石村善助『鉱業権の研究』頁一以下、また隅谷三喜男『石炭産業分析序論』、経済学論集第二七巻第四号、頁二四～二七参照）。しかし、ここで注意すべきは形態の類似にかかわらず歴史的、性格が相違している点であろう。すなわち、イギリスとシュレージエンのばあい、前者にあつては、「本来的鉱山地代は、農耕地代とまったく同じ仕方で規定される」（K・マルクス『資本論』、長谷部文雄訳、青木書店版、第三部下冊、頁一〇九）といわれているように、鉱物所有者（＝地表土地所有者＝地主、鉱業資本家、鉱業労働者の三分制を前提として鉱山地代は平均利潤を上廻る超過分であり、したがって資本のもとに、鉱物所有が従属しているのにたいし、後者にあつては、「大貴族（Magnates）の巨大土地所有から自然生的に生み出されたところの、耕地所有、山林所有および工鉱業経営の三者の前期的結合経営」（大野英一、前掲書、頁六三）の形態をとっており、いうまでもなく土地（＝耕地、山林、鉱物）所有が規定的位置にある（なお、イギリスのばあいの三分制の萌芽が炭坑リースの形態をとって絶対王政期にすでに芽ばえていた点については、田中豊治『イギリス絶対王政下の石炭業』（一）、経済志林第三三巻第三号を参照のこと。また、イギリスにおいて「本来的鉱山地代」が成立するためには市民革命により特権鉱山会社が破砕され、一六八九年の王室鉱山条例（the Mines Royal Act）により鉱業特権が廃棄されたことが前提となつたのであるが、この点については大塚久雄『近代資本主義の系譜』、学生書房版、頁一七一以下、とくに頁一九三～一九五を参照のこと。シュレージエンについては、とくに大野英一、前掲書、第一部第一章および第二章、肥前栄一、前掲論文、が参照されるべきである。また、大革命後のフランスとクレーフェ・マルクのばあいの歴史的、性格の相違については後段を参照のこと。

〔Ⅲ〕 修正クレーフェ・マルク鉱業条令下のルール石炭鉱業の状態

〔A〕 鉱山貢租。『三月前期』には修正クレーフェ・マルク鉱業条令と一般ラント法の規定にしたがつて鉱山貢租にはつぎの五種類が存在した。⁽¹⁾ (1) 十分の一税（der Zehnte）。本来は採掘権授与にさいして鉱山業に課せられ、地

第9表 1850年におけるドルトムント上級鉱山監督局地域での鉱山貢租

	マルク鉱山監督局 (マルク)	エッセン・ヴェルデン 鉱山監督局 (マルク)	合計 (マルク)
A. 十分の一税金庫収入			
I. 十分の一税			
(1) 石炭鉱業から	430,701.35	389,673.00	820,374.35
(2) 金属鉱業から	324.00	180.00	504.00
II. 追徴金免除鉱山持分賃租			
(1) 石炭鉱業から	76,531.71	67,056.48	143,588.19
(2) 金属鉱業から	—	—	—
III 認可および定期賃貸借賃租	198.00	24.00	222.00
A の 合 計	507,755.06	456,933.48	964,688.54
B. 鉱山監督局金庫収入			
I. 弥撤および四季の齋日賃租			
(1) 石炭鉱業から	156,703.27	135,909.00	292,612.27
(2) 金属鉱業から	532.10	429.52	961.62
II. 請負賃租	6,140.96	3,448.72	9,589.68
III. 協定賃租			
(1) 石炭鉱業から	2,760.00	879.00	3,639.00
(2) 金属鉱業から	547.12	67.00	614.12
B の 合 計	166,683.45	140,733.24	307,416.69
A + B の 合 計	674,438.51	597,666.72	1,272,105.23
イッペンブレン鉱山監督局収入			2,505.22
上級鉱山監督局主要金庫収入			304.50
上級鉱山監督局地域総収入			1,274,914.95

ルール石炭鉱業の展開とプロイセン鉱業法(一)(川本)

下の財宝にたいする国家の所有権に起源をもつ^{レアル・アプガルト}対物的貢租であり、ルール石炭鉱業においてはすべての石炭販売

からえられた貨幣収入の一〇分の一で、鉱山官庁が決定した石炭販売公定価格 (Kohlenverkaufsrate) にしたがって計算。(2)追徴金免除、鉱山持分賃租 (das Freikuxgeld)。一七六六年八月一七日に二領邦君主世襲鉱山持分 (Zwei landesherrliche Erbkux) のかわりに導入され (修正クレーフエ・マルク鉱業条令三〇条一項)、八六年十一月二十九日の勅令 (Königl. Erlass vom 29. November 1786.) で再確認されたものであって、石炭マルター当り二分の一シユテューバーが十分の一税と同じく炭坑の赤字、黒字にかかわらず徴収。(3)四季の齋日賃租

(das Outenbergeld)。「宣誓官吏の扶養ならびにその他の共通する鉱山業の必要の維持のため」(一五四二年鉱業条令四一条)、また「鉱山監督局の維持ならびに鉱山業の利益のための必要物」を支弁するために徴収され、これの確実な代用物として販売された石炭リングル当り四分の一シュテューバーのいわゆる弥撒賃租(Messgeld)が徴収(修正クレーフエ・マルク鉱業条令七四条)。(4)協定賃租(das Rezzessgeld)。稼行中と休坑とにかかわらずすべての炭坑より採掘権許可を再確認するため四半期ごとに一五シュテューバー、排水横坑のばあい二分の一レントラーが徴収され、支払わないときには一回の警告後採掘権取消し。(5)請負印賃租(das Gedingestuhfengeld)。修正クレーフエ・マルク鉱業条令の手数料表にしたがって鉱山監督局の一定の仕事にたいして支払われる手数料。

以上五種類の貢租徴収は本来の国家金庫である『十分の一税金庫(Zehnkasse)』および『鉱山監督局金庫(Bergamtskasse. 修正クレーフエ・マルク鉱業条令では鉱山共有組合金庫 Bergewerkschaftskasse)』であり、後者の徴収した貢租も、それにより鉱山官吏が扶養せられたがゆえに国家への貢租であった。このように『三月前期』の鉱山貢租は国家への貢租であったことに加えて、いま一つ高率であったことを特徴としていた。⁽²⁾一八五〇年のドルトムント上級鉱山監督局区内における徴収額は第九表の如くであった。⁽³⁾とここで、この高率であった点が、のちにみるように『三月革命』期にライン、左岸との比較において、一争点を形成したがゆえにここで左岸について一瞥⁽⁴⁾しておきたいと思う。

左岸での鉱業税は一八一〇年四月二一日のフランス鉱業法および一一年五月六日の鉱業税についての勅令(kaiserliche Dekrete über die Bergwerkssteuern)を法的基礎とし、固定税または鉱区税(die feste Steuer od. eine Feldsteuer)ならびに比例税または純収益税(die verhältnissmässige Steuer od. eine Reinertragssteuer)の二種を根

第10表 鉱山行政の歴史の変遷

1792年	<p>クレーフエ軍事・御料地官庁の下にあったマルク鉱山監督局がヴェストファーレン上級鉱山監督局に昇格。</p> <p>この下にテクレンブルグ・リンゲン鉱山監督局とミンデン・ラーフェンスブルグ鉱山監督局が服属、またヴェストファーレン上級鉱山監督局はマルク鉱山監督局地域にたいし鉱山監督局として機能〔その所在地= Wetter〕。</p>
1803年	<p>エッセン・ヴェルデン修道院領のプロイセン領移行にともないエッセンに鉱山監督局設立。</p> <p>上級鉱山監督局の Wetter から Essen への移転〔1805年完了。 Wetter の鉱山監督局は存続〕。</p>
1807年	<p>5月に上級鉱山監督局は Essen から Bochum へ移転〔Essen はフランス領に〕。</p>
1808年	<p>(1807年7月9日のチルジット和約で Bochum 喪失。フランスによるベルク大公国設立)。</p> <p>上級鉱山監督局は Düsseldorf の鉱業、製塩、冶金所および採石場総監理局 (General-Administration der Bergwerke, Salinen, Hüttenwerke und Steinbrüche) に服属。</p> <p>ボッフームにベルク大公国上級鉱山監督局 (das Großherzoglich bergische Oberbergamt in Bochum) 設立、この下に Wetter と Essen のベルク大公国鉱山監督局が服属。</p>
1810年	<p>総管理局が漸次上級鉱山監督局の仕事を吸収していき、後者は遂に廃止され、前者と二カ所の鉱山監督局との中間機関として一名の上級鉱山長 (Oberbergmeister, のちに General-Inspektor) 配属〔その所在地は最初 Essen, のち Dortmund〕。</p>
1811年	<p>Wetter の鉱山監督局が自由帝国直属都市地域と Dortmund 伯領吸収。</p>
1813年	<p>Essen の鉱山監督局が Broich を含む Mülheim 地域を吸収。</p>
1815年	<p>〔1813年の解放戦争後フランス支配除去〕。</p> <p>暫定的に Dortmund にヴェストファーレン上級鉱山監督局委員会 (eine Westfälische Ober-Berg-Amts-Kommission in Dortmund) 設立。</p>
1816年	<p>1月1日に王立ヴェストファーレン上級鉱山監督局 (das Königlich Westfälische Ober-Berg-Amt) 設立。</p> <p>6月18日の発令 (Erlass vom 16. Juni 1816) によりヴェストファーレン州にたいする上級鉱山監督局 (Oberbergamt für die Westfälischen Provinzen) と改称し、大蔵省に設置された上級鉱山長 (Oberberghauptmannschaft) に服属。</p> <p>1815年12月以降マルク鉱山監督局はその所在地を Bochum に定める。</p>

ルール石炭鉱業の展開とプロイセン鉱業法 (一) (川本)

幹としていた。前者は採掘許可鉱区平方料当り一〇フランであり、未払いの時は強制執行徴収がなされ、これに当る右岸での協定賃租と比較したばあい、鉱山業の損失を結果しない点に特徴があったといわれ、後者は純収益の五%の額であった。ところで、この両者には十分の一附加税 (Zuschlagenteil)、およびプロイセン政府により導入された五%の徴収手数料 (Hebgebühr von 5%) が加算された結果、実際には前者は採掘許可鉱区平方料当り年九・二四マルク (|| 固定税八M + 十分の一附加税〇・八M + 十五%徴収手数料〇・四四M)、後者は純収益の五・七七%となったのである。

第11表 19世紀前半の鉱山行政および鉱山官吏組織

鉱山行政組織	
<p>I. 中央官庁⁽¹⁾ (Zentralinstanz)</p> <p>1. 商業大臣 (Handelsminister) → 2. ベルリン鉱山, 冶金, 製塩所制度局 (Abteilung für das Berg-, Hütten- und Salinen-Wesen in Berlin)</p> <p>II. 地方官庁 (Provinzialbehörde)</p> <p>1. 上級鉱山監督局 (Oberbergamt)</p> <p>(1) ドルトムント上級鉱山監督局 (Oberbergamt für die westfälischen Provinzen in Dortmund) 〔管轄区域＝ルール石炭産出地域の大部分を含む〕</p> <p>(2) イッペンブレン, オスナブリュック, ミンデン上級鉱山監督局 (Oberbergamt bei Ibbenbüren, Osnabrück und Minden) 〔管轄区域＝ドルトムント上級鉱山監督局区域を除くライン右岸〕</p> <p>(3) ボン上級鉱山監督局 (Oberbergamt in Bonn) 〔管轄区域＝ライン左岸〕</p> <p>2. 鉱山監督局 (Bergamt)</p> <p>(1) マルク鉱山監督局⁽²⁾ (das Märkische Bergamt in Bochum)</p> <p>(2) エッセン, ヴェルデン鉱山監督局⁽³⁾ (das Essen-Werdensche Bergamt in Essen)</p> <p>(3) テクレンブルグ, リンゲン鉱山監督局⁽⁴⁾ (das Tecklenburg-Lingensche Bergamt in Ibbenbüren)</p>	
鉱山官吏組織	
<p>1. 鉱山監督局官吏 (Bergämter)</p> <p>(1) 法律事務官吏 (Justitiar)</p> <p>(2) 会計官吏 (das Mitglied für Kassen- und Rechnungswesen)</p> <p>(3) 鉱山長 (Bergmeister)</p> <p>(4) 鉱山調査測量技師 (Markscheider)</p> <p>(5) 事務官吏 (Bureaubeamte)</p> <p>2. 国王地方鉱山官吏または鉱山宣誓官吏 (die königlichen Revierbeamten od. „Berggeschworenen“)</p> <p>3. 上級坑夫長 („Oberschichtmeister“)</p> <p>4. 鉱山共有組合代表 („Lehnträger“, „Deputierte“ od. „Verleger“)</p> <p>5. 係長と坑夫長 (der Steiger und der Schichtmeister)</p>	<p>1名の長 (Direktor) と多数の構成員より構成。鉱山貸借対照簿を管理。</p> <p>1名の長 (Direktor) と多数の構成員より構成。</p> <p>1名の長 (Direktor) と多数の構成員より構成。鉱山技術官吏で一定の管轄区域 („Bergmeisterei-Sprengel“) の配分をうける。</p> <p>国王官吏 (Königliche Beamte)。 2～3名</p> <p>”</p> <p>鉱山監督局の指揮下に立ち、多くの者はとくに鉱山長に服属してこれらの執行機関としての機能を果たす。</p> <p>官吏資格, 「徒弟⁽⁵⁾ („Eleven“)" → 司法官試験補⁽⁶⁾ (Referendarien) を取得した者が採用。</p> <p>鉱山宣誓官吏を補佐。官庁側より任命し, 鉱山監督局金庫より俸給をうける。</p> <p>鉱山共有組合代表は「官庁に所属し, 可能な限り顧慮されねばならない」との奉仕訓令 (Dienstinstruktion) にしたがう, 企業指導に助言的発言権のみをもつ。</p> <p>鉱山監督局により任命, 解職され, 上級鉱山監督局の厳格な訓令にしたがって行動する本来の鉱山</p>

職員 (Eigentliche Grubenbeamte)。その資格は、最初は僅かな理論的知識を有する者(修正レーフェ・マルク鉱業条令)であったのが、時代とともに要求が高くなり、1839年の蔵相命令 (die finanzministeriellen Vorschriften vom 27. März 1839 betreffend die Ausbildung zu technischen Bergbeamtenstellen § 2.) により鉱山学校 (Bergschule) が設立され、その陶冶に当る(ルール地方ではボッフームとエッセンに鉱山学校設立)。

- 〔註〕
- (1) 中央官庁はつぎのような変遷を辿っている。1813~17年大蔵大臣→17~34年内務大臣→34~48年大蔵大臣→48~78年商業大臣→79~89年公共事業大臣→89年以降商業大臣。
 - (2) マルク鉱山監督局の変遷。1738年1月31日に Bochum に設立→45年 Schwert 移転→56年 Hattingen →58年 Schwert →66年 Hagen →79年 Wetter →1815年以降 Bochum。
 - (3) 1803年以降存続。1836年までは形式的に1742年の特権を基礎に ein Minden-Ravensbergisches Bergamt in Minden が存在。
 - (4) 1770年9月15日に設立。
 - (5) „Eleven“ 資格取得経路。ギムナジウムまたは高等小学校と実科学校の第一・最上級 (die Prima eines Gymnasiums oder einer höheren Bürger- und Realschule) に最少一年通学→一年間実地研修→予備試験 („Tentamen“) 合格= „Expektanten“ の称号取得→実地に技術的の仕事に従事→最後に最少二年の大学通学→いわゆる第一次試験 (erste Prüfung) 合格= „Eleven“ 資格取得。
 - (6) 司法官試補資格取得経路。第一次試験合格者を追いつぬぎ第二次試験に合格する能力をもつ者 (=第一・最上級 (Prima) に通学→大学入学資格取得→三年間大学で勉学→一年間上級鉱山監督局で働く) →第二次試験 (Zweite Prüfung) 合格→鉱山官補 (Bergassessor) に任命→高い官職への途が開ける。

いま、これを右岸のばあいと比較するとき、右岸での最重要貢租十分の一税が粗収益を課税対象としてその一〇%を徴収したのたいていして左岸での比例税が純収益の五・七七%にしかすぎないことから明らかに、左岸での鉱業税は利潤の一分肢としての性格を有し、かつ低率であることから鉱物所有が産業資本の利益に従属する近代的租税であるのたいていし、右岸のばあい、十分の一税その他を加えて鉱山業から全剰余を収奪するほどの高率であり、しかもその機能はのちにみるようにツンプトの性格をもつ鉱山共有組合における組合員の分解を阻止することにより、その利益と収入増大志向をもつ国庫利益とが利益共同態関係に立つ役割を果しており、したがって封建的貢租としての性格をもっていたといえよう。

〔B〕 鉱山行政、とくに『監督原則』。鉱山行政組織は V・シュタインによる整備ののち、フランス占領時代の変動を経て、一八一六年にはほぼその姿容を整える

に至った。その間の歴史の変遷は第一〇表⁽⁶⁾の如くであり、その後姿容を整えるに至った鉱山行政および鉱山官吏組織を表示したのが第一一表⁽⁷⁾である。

ところで鉱山官庁による鉱山行政業務は、(1) 鉱業権取扱、(2) 鉱山警察 (Bergpolizei) 業務、(3) 私的炭坑の経営と財政の指導 (Leitung des Grubenbetriebes und Haushalts der privaten Zechen) の三分野から構成されていた。この最後の業務がいわゆる『監督原則』と称せられたものに当り、つぎの三つの私的炭坑への包括的な後見をその内容としていた⁽⁸⁾。

(A) 経営プランの作成。鉱山共有組合と係長の助力のもとで鉱山宣誓官吏が企図、整備し、上級鉱山監督局および鉱山監督委員会 (Oberbergamts- und Bergamts-Kommissaren) により毎年行われる一般視察 (Generalbefahrung) により決定。

(B) 炭坑経営指導。経営プランにしたがい鉱山監督局または鉱山長により遂行。その執行機関は鉱山宣誓官吏であり、その下に経営的観点から係長が属し、坑夫長を監督しつつ日常的経営指導を行う。また、機械の監視と指導を任務とする機械親方 (vgl. Maschinenwerkmeister) と鉱山調査測量技師がこれと協力関係に立った。経営指導の内容は(a) 経営指導、(b) 坑夫統轄の二つにわかれ、(a) には原料、資材の調達、採炭量と販売量ならびに炭価の決定等が、(b) には(i) 坑夫、坑夫共済組合員および鉱山職員の採用と解雇、(ii) 炭坑間の坑夫移動、(iii) 坑夫陶冶制度の維持と給料、労働時間規制、等を含んでいた。

(C) 鉱山財政。上級坑夫長が係長の作成する係長仕訳帳 (Steigerjournal) を基礎に給料券 (Lohnzettel) を作成して坑夫への給料支払い、原料資材供給者への代金支払い等の支払い業務を担当し、坑夫長が石炭販売業務を管轄

し、両者の文書報告にもとずいて鉱山監督局が配当金 (Ausbeute und Zubusse) の確定とその後の措置を決定。

以上のように『三月前期』ルール石炭鉱業は鉱業権の認可から経営指導、坑夫統轄にまで及ぶ広汎なプロイセン領邦絶対主義の後見のもとにおかれていたのである。ところでこうした後見は、鉱山業は鉱山共有組合員と国家との可能な限り大きな利益のために、労働者と公共の安寧を危険と不利に陥し入れることのないよう営まれねばならぬとの理念に基づいて実施されたといわれる。すなわち、鉱業権の認可制は、採掘許可鉱区が原則として継続的に採掘されなければならないとの規定(修正クレーフエ・マルク鉱業条令七章一項 (Kap. VII. §1.) および一般ラント法第二部一六章 (§§188ff., Teil II, Titel 16.) とのかかわりにおいて、販売をめぐる炭坑相互の競争を排除する目的をもっており、また、『監督原則』(その詳細は修正クレーフエ・マルク鉱業条令二九条一項 (Caput XXIX. §1) に規定) は鉱山共有組合に最大の利益をもたらすと同時に坑夫を保護し、消費者を詐欺より守る目的を有していたのである。⁽⁹⁾

こうして鉱山行政組織は高率鉱山貢租を徴収するかわりに既存炭坑に鉱業権の認可制を通じて営業独占権を保護するとともに、私的炭坑の経営に介入することにより鉱山共有組合と公共の利益をも保護する役割を担ったのであった。このように『監督原則』は営業独占制と結合しており、この点のちにみるようにルール石炭鉱業の地位が従来の繊維工業にかわって主導的産業部門へと上昇する過程で生じた『三月革命』期に、『営業の自由』がすでにナポレオン改革により導入されていた他産業部門との対比⁽¹⁰⁾において、一つの争点を形成したのであった。

〔C〕 鉱山共有組合と坑夫共済組合。 鉱山貢租の徴収源は鉱山共有組合であり、修正クレーフエ・マルク鉱業条令

により封建社会における村落共同体またはツンプト制度と類似の性格が刻印されていた結果、『三月前期』にはルール石炭鉱業展開の桎梏の一つになっていたのである。

鉱山共有組合がルール石炭鉱業地域で形成されてきた要因についてはすでに触れた通りである。⁽¹¹⁾ところで、その存立の基盤は鉱山にたいする共有関係にあった（いわば鉱業特権が上級所有権であるのにたいし、下級所有権^{ウンターアインツクム}）。共有関係は一二八に分割された觀念上の鉱山持分^{グツク}により表示される（フリーフェとの類似⁽¹²⁾）。鉱山持分について重要と思われる点を列挙するならばつぎの通りである。(1)種類としては二〜四の教会と学校にたいする、追徴金義務^{ツレグ}がなく配当金権利のみを有する追徴金免除鉱山持分ならびに追徴金義務をもつ通常の鉱山持分の二種が存在⁽¹³⁾。(2)鉱山持分は不動産であり、鉱山監督局の鉱山登記簿（Berggenbuch od. Grundbuch）に登記⁽¹⁴⁾。(3)譲渡は可能であるが、そのさいの手續きが煩雑であり、かつ分割可能であったため、実際の流通は困難⁽¹⁵⁾。(4)鉱山持分所有者は通常⁽¹⁶⁾のばあい配当金権利と追徴金義務を有し、(i)配当金は、鉱山持分が資本金の一部持分であるのみでなく、稼行の結果変動する利益の比例的一部への配当請求権をも有していたのに照応して、本来の利益金＋資本分配金に当り、(ii)追徴金義務は追加資本が必要なばあいその都度必要額を支払う義務であり、したがって追加出資に当る⁽¹⁶⁾。つぎに、鉱山共有組合についてみると、(1)配当金に資本分配金が含まれていることから明瞭なようにその性格は当座的⁽¹⁷⁾。(2)資本金は追徴金義務に依存していることから確定資本をもたず、貸借対照表の公開義務のないことと相俟って信用能力の低下⁽¹⁸⁾を結果⁽¹⁸⁾。(3)法人ではなく、議決機関として總會（Gewerkenversammlung）をもち、鉱山持分にもとずく多数決原理で運営、ここでの意志統一困難を回避するため、初期にはハニエル（Haniel）、シユティンネス（Stinnes）、フンク（Funk）、ペンズゲン（Pönsgen）等の家族グループ支配の鉱山共有組合が発生⁽¹⁹⁾。

(4)執行機関は鉾山共有組合代表であり、『下請人 (Lehnträger)』、『代理人 (Deputierte)』または『前貸人 (Verleger)』と呼称⁽²⁰⁾

ところで、鉾山共有組合はこれらの機関を通じて商人的、坑夫的經營指導が行われたといわれる⁽²¹⁾。このうち、小稿の課題にとっては商人的經營指導の局面が重要であると思われるので、鉾山共有組合へ商人が介入するに至つたメカニズムについて一瞥しておきたいと思ふ⁽²²⁾。

石炭鉾業への商人の介入は一八〇二年のシュレージェン上級鉾山監督局にたいする訓令 (Instruktion für das Schlesische Oberbergamt) において「すべての鉾産物の購入と販売にさいして自由競争が不可欠の条件、不変の方針、もつとも確実な尺度」であるとプロイセン国王が述べたことに端を発したといわれる。もとより、この原則はルール石炭鉾業地域に適用されるにさいして購買者の選択と販売量にたいしてのみ通用せしめられ、十分の一税徴収の必要から自由な炭価形成は排除されたのであつた⁽²³⁾。この結果、販売に二系列が生じた。第一は鉾山共有組合が一名の坑夫長か鉾山共有組合員、または『前貸人』にその石炭販売を委託するばあいであり、他は鉾山共有組合員への現物分配部分が各人により販売されるばあいである。ところで、後者のばあい、採炭地近辺での販売は競争が激しかったため、漸次第一の販売系列を担当した石炭商に現物分配部分を販売するようになっていき、しかもその販売価格が非常に不利なものになつたために苦情が頻発し、その結果、二七年に、ドルトムント上級鉾山監督局は現物分配の禁止令を出すとともに「実効は薄し」、鉾山共有組合の全石炭販売を組合員の多数決により、組合員の一人に委託することとされたのである。こうして石炭商や運輸業者が鉾山持分を購入して組合員となり、その過半数の賛成を獲得して石炭販売を手中に収め、官庁決定の公定炭価で購入して自己の計算で転売すること

により巨大な利益をあげたといわれる。すなわち、石炭商兼組合員として多数意見を把握して鉱山共有組合の方針決定権を掌握するとともに、鉱山共有組合がそれ自体十分の一税課税額の低評価を有利としたことを利用して、石炭公定価格が官庁により現実の販売価格より可能な限り低く決定されるよう努力したのである。⁽²⁴⁾

以上のように、一九世紀初頭より、とくに二〇年代末以降石炭商の鉱山共有組合への介入が進行したのであるが、この点は後段の考察との関連では、(1)『三月前期』ルール石炭鉱業展開の担い手となったハニエル、シュティンネス等の石炭商、運輸業者の抬頭過程を理解するうえで重要であるのみでなく、(2)この介入は同時にかれらが鉱山共有組合内部での機能資本家としての地位を確保し、他の組合員が単なる無機能出資者に転化したことを意味しているがゆえに、一九世紀後半の好況期における鉱山共有組合より株式会社への、また不況期におけるその逆方向への会社形態の移行が容易に生じた理由を理解するうえでも重要な意味をもっている。

しかし、当面の考察にとつては、鉱山共有組合が問屋制度と類似の形態に再編された点が重要であろう。すなわち、一八世紀中葉より進行した労働する鉱山共有組合員と労働しないそれとへの坑夫の階層分化（第七表参照）、ならびに横坑採掘からさらに深部採掘（Tiefbau）への移行に伴う必要資本の増大とを前提条件として、いまや石炭商が流通過程を掌握して鉱山共有組合を支配するようになり、ここに問屋制度の形成と類似の過程が進行したのであった。⁽²⁵⁾ 鉱山共有組合は鉱業権の認可制により営業の継続が保障され、またその代りに徴収される高率鉱山貢租により鉱山共有組合間およびその内部での階層分化の進行が阻止され、こうした権力との利益共同態関係においてそのツンフト的制度を保持してきたのであるが、いまや商人の支配力が強化するにいたがい、権力はかれらとの提携のみでなく、働く坑夫を自己の社会的基盤に繋ぎとめておくことを益々必要とするようになってくる。

この役割を担ったのが坑夫共済組合であった。

坑夫共済組合は本来坑夫職業の特性としての労働と危険の共同性、鉱山業の僻地への分散状況から各鉱山で最広義の坑夫間相互扶助の必要が生じ、坑夫が自発的に結合して形成されてきたものである。ところで、フリードリッヒ大王はプロイセン領のマンズフェルト、ジーゲン、ニーダー・シュレージエン、また非プロイセン領のハルツ、ザクセン、ペーメンよりルール地方へ坑夫を誘致するに当り、坑夫に諸特権を与えるかわりに、かれらを国家秩序にすすんで服従する臣下たらしめる目的でこの制度を上から把握、利用したのであった。⁽²⁶⁾

坑夫共済組合の本来の役割は坑夫の相互扶助であり、その詳細はつぎの如くであった。(A)支出。(1)傷害、疾病のばあい、黒字鉱山では毎週八シュテューバー、赤字鉱山のとき四シュテューバー、未亡人と遺児にたいしても同、(2)癱疾事故のばあいはさらに治療、養護費として週二〇シュテューバー、未亡人と教育過程にない遺児には毎月小額、(3)移住して労働を求めるときは事情に応じて路銀 (Zehrgehd)、(4)遺児の授業料 (Schulgehd)、(5)死亡のときの埋葬料、等を支給。(B)収入。(1)賃銀の二 $\frac{3}{4}$ %徴収 (旧慣であった自由意志による『救済筐醸金 ("Büchsengehd")』の名称を引く)、(2)無給作業方および休業方金 (Freischichten- und Feierschichtengelder)、(3)結婚証明書手数料 (Trauscheingebühren)、(4)昇進にちよしての支払金 (Zahlung bei Beförderungen)、(5)坑夫共済組合への登記料、(6)罰金、等。⁽²⁷⁾

ところで、坑夫共済組合員は一七六七年五月一六日の坑夫の一般特権令により終身の宣誓坑夫として鉱山官庁の坑夫共済組合登録簿 (Knappschaftsregister) に登記され、(1)兵役免除、(2)貨幣による共同体奉仕義務の免除、(3)租税、関税、軍隊宿泊所提供義務よりの免除、(4)鉱山官庁の鉱山ならびに都市裁判権に服属、等の諸特権が与

えられ、このうち一八一六年の鉱山行政再編にさいして租税、兵役免除等の特権は未更新に附されたのであるが、プロイセン国王の特別の保護下にあることから身分意識が生じ、二四年二月一四日の坑夫共済組合令(Knapp-schaftsordnung für die Bergleute in den Bezirken des märkischen und Essen; Werdenschen Bergants)により従来の自由意志による加入が加入強制に更められるとともに、坑夫身分の特種表示のために儀式等での制服着用が定められたのである。こうした特権に加えて、坑夫共済組合員は鉱山官庁が採用、解雇、労働時間、労働場所、賃銀等を決定するところから就業と収入を保障されており、この点からも非特権、非終身坑夫(Bergtagelöhner)および他部門労働者にたいして優越した地位が与えられていたのである。⁽²⁹⁾ こうして坑夫共済組合は上から把握され、プロイセン領邦絶対主義の社会的基盤に編入されたのであった。

『三月前期』ルール石炭鉱業は以上のような修正クレーフエ・マルク鉱業条令の法律構造の制縛下におかれ、その展開にとつてさまざまな阻止条件が課せられていたのであった。しかし、こうした制約のもとでルール石炭鉱業は進展を遂げていき、ついに鉱業法の改正を日程に載せるまでに至り、これが『三月革命』期に一争点を形成したのである。そこで、つぎに『三月前期』ルール石炭鉱業の展開過程とその結果提起された鉱業法の改革要求についての考察にすすみたいと思う。

- (1) Vgl. Entwicklung XII. S. 266. SS. 268~270. Die Grafschaft Mark. SS. 554~555.
- (2) Entwicklung XII. S. 266. Die Grafschaft Mark. S. 555.
- (3) Entwicklung XII. S. 267.
- (4) Vgl. Ibid. SS. 338~339.
- (5) なお、このライン河右岸と左岸における地表所有権者にたいして支払われた鉱区使用料について一瞥しておこう。

まず、右岸では、鉱区使用料は「Trade-Abgabe」と呼ばれ、ウエストファーレン地方では古い由来を有していた。すなわち、土地所有権者の損失にたいする補償として、一部は石炭で、一部は損失の査定により支払われていたといわれる。修正ツレーンフェ・マルク鉱業条令三〇章三項(30§3)においては、鉱区使用料は(a)牧草地と耕地のばあい毎月六五フアス(Faß)〔以前は毎日一フアス〕、(b)森林地と叢林のばあい毎月一三〇フアス〔以前は毎日五フアス〕と規定された(Die Gratschaft Mark. S. 458. O. Hue. a. a. O. S. 364.)。

左岸では一八一〇年四月二日のノランス鉱業法により、地表所有権者に奪われた利益または地表の損害にたいする不時の補償を除き、土地所有権補償(eine Grundrechts-Entschädigung)が支払われねばならぬことが規定された。これは通常地代(Grundrente)と呼ばれ、額は営業認可文書(Konzessionsakt)において確定され、ライン・プロイセンとデューアガルト鉱区のばあい、モルゲン当り年一フウエヒヒであり、これは非常に僅少額であったのみでなく、多くのばあい土地所有の分裂が甚しかったので徴収されなかったといわれる。なお、六五年のプロイセン一般鉱業法では新認可(Neuerleihungen)にたいしては、鉱区使用料を廃止し、古い炭坑からは徴収されるが、しかし償却と時効が認められた(Entwicklung. XII. S. 340.)。

- (6) Entwicklung. X. S. 18. 作り作成。
- (7) Ibid. SS. 16~21. 作り作成。
- (8) Vgl. Ibid. S. 16. SS. 22~26. G. Adelman, Die soziale Betriebsverfassung usw. SS. 26~27. など『監督原則』の定義は「領地(Herrschaftsgebiet)の全鉱山業は私的所有のものであっても領邦君主の鉱山官庁の直接的指導に服すること」であり、修正ツレーンフェ・マルク鉱業条令では「すべての炭坑は鉱山官庁の監督のもとで経営されねばならぬ」と規定された(W. Fischer a. a. O. S. 9.)。
- (9) Entwicklung. X. SS. 22~23. Die Gratschaft Mark. S. 554.
- (10) 前掲拙稿を参照。
- (11) なお、鉱山共有組合の発生については、鉱業特権との関連で長い論争史が存在している。この点の概略については、Vgl. Fritz Schlüter, Das Verhältnis von Gewerkschaft zur Aktiengesellschaft im Ruhrbergbau, die Verschiebungen und inneren Ursachen. Kettwig-Ruhr. 1940. SS. 1~5.
- (12) G. Gebhardt, a. a. O. S. 14.
- (13) F. Schlüter, a. a. O. SS. 11~12. Walther Herrmann, Entwicklungslinien Montanindustrieller Unternehmen im Rheinisch-Westfälischen Industriegebiet. Dortmund 1954. S. 21.

- (14) C. Goldschmidt, a. a. O. S. 62. F. Schlüter, a. a. O. S. 8. S. 11. G. Gebhardt, a. a. O. S. 14.
- (15) F. Schlüter, a. a. O. S. 9. 鉱山持分が分割可能であった結果、それから生じたメロテスクな数字の系列の例として Vgl. Ibid. SS. 11~12. また、E. ニューエルが鉱山持分を獲得して鉱山共有組合に介入するのに長年月の忍耐と努力を強いられた例として Vgl. H. Spehmann, a. a. O. SS. 123~124.
- (16) F. Schlüter, a. a. O. S. 6. SS. 18~19. SS. 51~52.
- (17) 会社形態の視点からみると、鉱山共有組合は船舶共有組合と類似の性格を有していた。会社諸形態のうちでこれらがあった諸特徴については、大塚久雄『株式会社発生史論』上巻、頁五三~六〇、一六六~一九三が参照されるべきである。また、これらの有した当座的性格については、とくに同書、頁五九、一七三~一七四を参照のこと。
- (18) F. Schlüter, a. a. O. S. 6. S. 8. S. 11.
- (19) Die Gratschaft Mark. S. 553. C. Goldschmidt, a. a. O. SS. 63~64. F. Schlüter, a. a. O. S. 11. G. Gebhardt, a. a. O. S. 14.
- (20) Entwicklung: X. S. 21. Die Gratschaft Mark. S. 552.
- (21) F. Schunder, a. a. O. S. 62. なお、リッピヒ・シマンダーは一八六五年のプロイセン一般鉱業法にもとづく、いわゆる新法の鉱山共有組合（Gewerkschaft neueren Rechts）について述べているのであるが、このことは修正カン・ン・ホルン鉱業命令にもとづく、いわゆる旧法の鉱山共有組合（Gewerkschaft älteren Rechts）についても適用されるのみでなく、この時期に形成されてきたと考えて間違いないと思われる。
- (22) なお、鉱夫の経営指導の局面の形成過程は、手請組制度のそれとの関連で把握されるべきであると考えられるのであるが、この点については、大野英二、前掲書、頁三三四以下が参照されるべきである。
- (23) Hans Dieter Krampe, Der Einfluß des Staates auf die kaufmännische Verwaltung der Ruhrkohlenbergwerke. in: Moderne deutsche Wirtschaftsgeschichte. Herausgegeben von Karl Erich Born. Köln u. Berlin 1966. S. 120.
- (24) Vgl. Ibid. S. 122. SS. 130~133.
- (25) この類型の理論的説明については、Vgl. M. Weber, a. a. O. SS. 167~168. 黒石、青山訳、頁三三十一~三三三。
- (26) F. Schunder, a. a. O. S. 144. G. Adelmann, Die soziale Betriebsverfassung usw. S. 27.
- (27) Die Gratschaft Mark. S. 544. O. Hue, a. a. O. SS. 418~419. F. Schunder, a. a. O. S. 144.
- (28) Die Gratschaft Mark. S. 544. O. Hue, a. a. O. SS. 420~421. G. Gebhardt, a. a. O. S. 8. G. Adelmann, Die soziale Betriebsverfassung usw. SS. 28~29.



Geltungsbereiche der Bergordnungen.

- ○ Allgem. Landrecht als Prinzipalrecht.
- △ △ Kurkölnische Bergordnung.
- + + Jülich-Bergische Bergordnung.

Mafsstab: 1 : 4000 000 der nat. Lange.

